

泉大津市公共施設等総合管理計画

平成28年4月

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
1－1. 背景と目的.....	1
1－2. 計画の位置付け	2
1－3. 計画の対象範囲	2
1－4. 計画の対象期間	2
2. 本市の現状と課題.....	3
2－1. 人口の現状と将来推計人口	3
2－2. 財政の現状および見通し.....	4
2－3. 公共施設の現況	7
2－4. インフラ資産等の現況	9
2－5. 公共施設等の修繕・更新等の将来見通し	9
3. 公共施設等マネジメント方針	14
3－1. 公共施設マネジメント方針.....	14
3－2. インフラ資産等のマネジメント方針	15
3－3. 目標設定	16
3－4. 目標達成に対する取り組み.....	16
4. 用途別基本方針	19
I 公共施設	19
階層分類施設の検討指針	19
4－1. 学校教育施設	20
4－2. 生涯学習施設	22
4－3. 保健福祉施設	24
4－4. 市民環境施設	27
4－5. 市営住宅	28
4－6. 庁舎等	29
4－7. 公園施設	30
4－8. その他	32
II インフラ資産等	34
4－9. 病院	34
4－10. 道路・橋梁	35
4－11. 上水道	36
4－12. 下水道	37
5. 公共施設等マネジメントの推進に向けて	38
5－1. 計画の進行管理・マネジメント手法	38
5－2. 全庁的な推進体制.....	39
6. 用語解説	41

1. 計画策定の背景と目的

1-1. 背景と目的

(1) 計画策定の趣旨・背景

わが国では、昭和の高度成長期に整備された公共施設等の老朽化対策が、大きな課題になっています。それは、地方公共団体においても例外ではなく、厳しい財政状況の中、対応することが求められています。

加えて、少子高齢化による人口減少等により、公共施設等への市民ニーズが今後変化することも予想され、その変化への対応も求められます。そのため、早急に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していくことが必要です。それにより、財政負担を軽減・平準化していくとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが可能となります。

このような状況を踏まえ、総務省から、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）の策定に取り組むよう要請がなされています。

(2) 本市の取り組み

本市の公共施設の多くは、建築後30年以上経過し老朽化が進行しており、施設の整備や市民ニーズへの対応、経年劣化による施設の維持管理費用が増大しつつあることなど様々な課題が生じています。

これらを踏まえ、本市においては、総務省からの本計画策定の要請に先立ち、平成25年度より「泉大津市公共施設適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）策定に向けた取組みを開始し、公共施設の状況や課題の整理等を行うとともに、アンケート調査による市民・利用者の意向把握やパブリックコメントを実施して、平成26年12月に基本方針を策定しました。

なお、基本方針には、インフラ資産等（道路・橋梁・上下水道管やインフラ関連施設となる企業会計関連施設・下水道関連施設等）を対象としていないことから、別途、資産の状況や課題の整理等を行い、資産ごとに事業計画、長寿命化計画、整備計画等が策定されており、それらに沿った事業が推進されています。

(3) 計画策定の目的

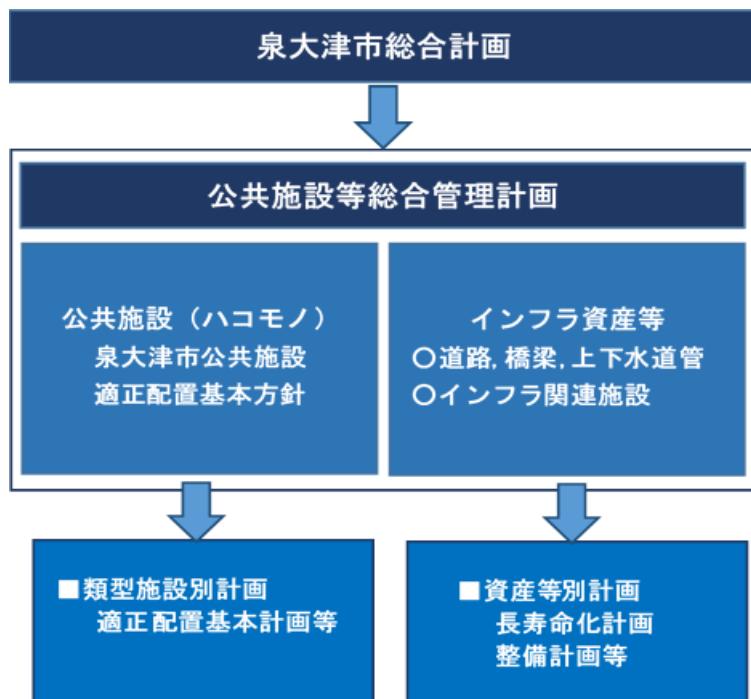
これらのことから、基本方針では、総務省の要請事項である、インフラ資産等が含まれていなかったため、公共施設（ハコモノ）にインフラ資産等を加えた公共施設等の情報を一元化し、今後の整備・更新の見通し及び、取組方針を示していく必要があり、総務省の要請に応じた、本市の公共施設等を総合的かつ、計画的な管理を推進していく計画として「泉大津市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

1－2. 計画の位置付け

「泉大津市公共施設等総合管理計画」は、上位計画である「泉大津市総合計画」に即し、策定します。

また、公共施設の類型施設別の基本計画、インフラ資産等の「長寿命化計画」、「整備計画」等、本市が策定する他の計画・方針における公共施設・インフラ資産等に関する方向性は、「公共施設等総合管理計画」に即したものになります。

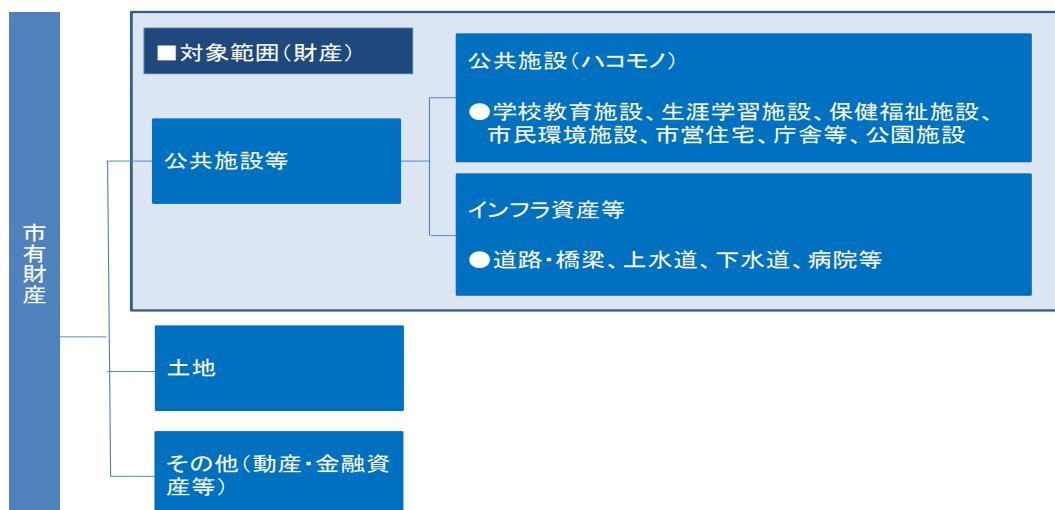
公共施設等総合管理計画の位置付け



1－3. 計画の対象範囲

本計画では、今後の建替え、大規模改修を検討する施設として、公共施設（ハコモノ）とインフラ資産等を合わせた、本市が管理する公共施設等を対象とします。

公共施設等総合管理計画の対象範囲



1－4. 計画の対象期間

本計画では、将来に必要な更新等のコストを平成 55 年度まで 30 年間試算しましたが、本計画の対象期間は平成 28 年度からの 10 年間とし、本市の状況を総合的に鑑みて、必要に応じ見直すこととします。

2. 本市の現状と課題

2-1. 人口の現状と将来推計人口

本市の人口は、国勢調査によると、平成 22 年 10 月 1 日時点において 77,548 人となっています。

また、年齢別構成人口をみると、年少人口は 12,445 人 (16.0%)、生産年齢人口は 49,704 人 (64.1%)、老人人口は 15,399 人 (19.9%) となっています。

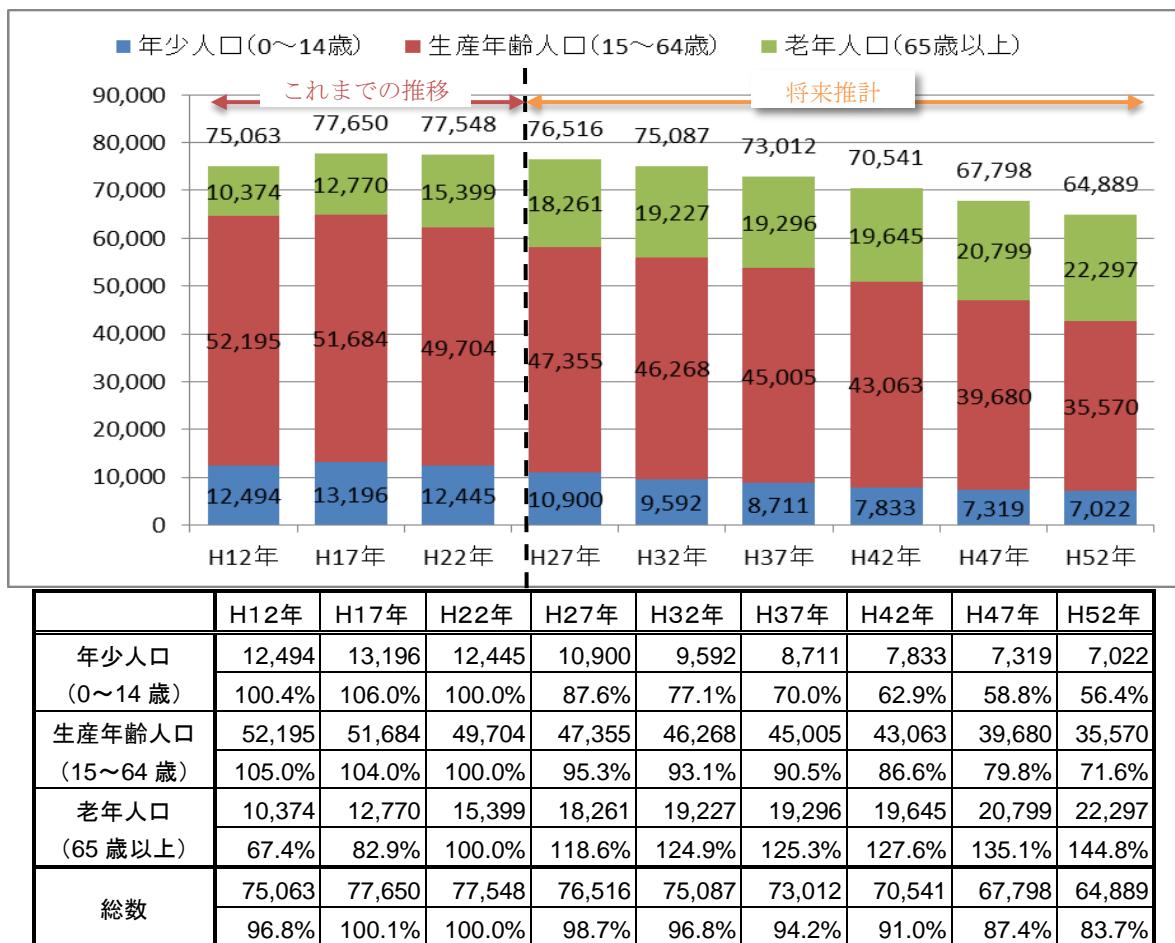
人口の推移をみると、平成 12 年から平成 17 年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年に減少に転じています。

年齢別構成人口の推移をみると、高齢化率が増加傾向、生産年齢人口率及び年少人口率が減少傾向にあり、平成 22 年には老人人口が年少人口を上回りました。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）※」によると、平成 52 年の本市の推計人口は全体で 64,889 人となり、平成 22 年の 77,548 人から 12,659 人 (16.3%) 減少する見込みとなっています。

年齢別構成人口の平成 52 年の推計人口をみると、平成 22 年に比べ年少人口は 7,022 人と、5,423 人 (43.6%) が減少、生産年齢人口は、35,570 人と 14,134 人 (28.4%) が減少しますが、老人人口は 22,297 人と 6,898 人 (44.8%) が増加する見込みとなり、本市における高齢化が著しく進行すると予測されます。

泉大津市の総人口（年齢別人口）の実績と見通し



H22 年までは国勢調査、H27～52 年は「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）

※」（国立社会保障・人口問題研究所）より引用

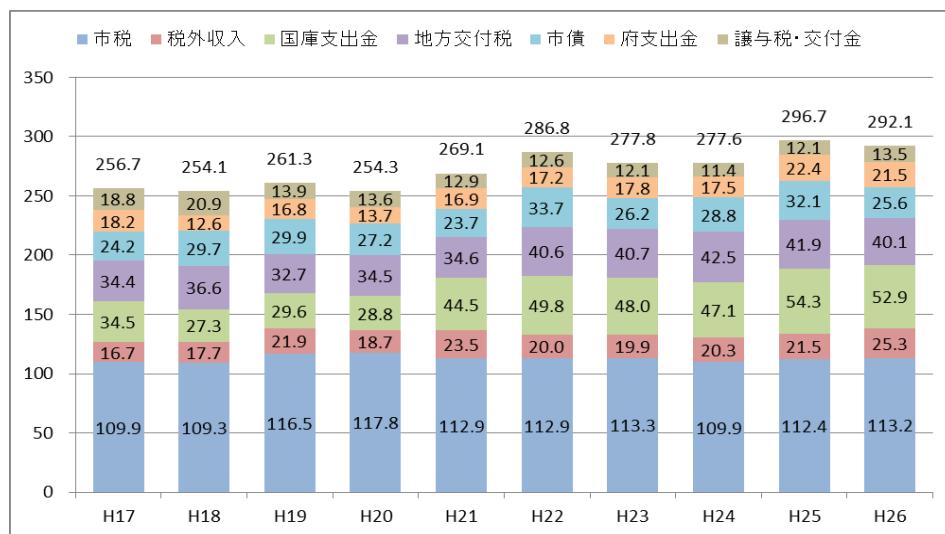
2-2. 財政の現状および見通し

(1) 帳入・歳出

普通会計の歳入額は平成 22 年度まで概ね増加傾向にありましたが、以降は減少、横ばいの状態が続き、その後、平成 25、26 年度は再び増加、それぞれ、約 296.7 億円、約 292.1 億円となっています。

本市歳入のうち、主要な自主財源である市税は、平成 20 年度の約 117.8 億円をピークに、平成 24 年度の約 109.9 億円まで減少傾向が続きました。その後、再び増加傾向に転じ、平成 26 年度は約 113.2 億円となっています。

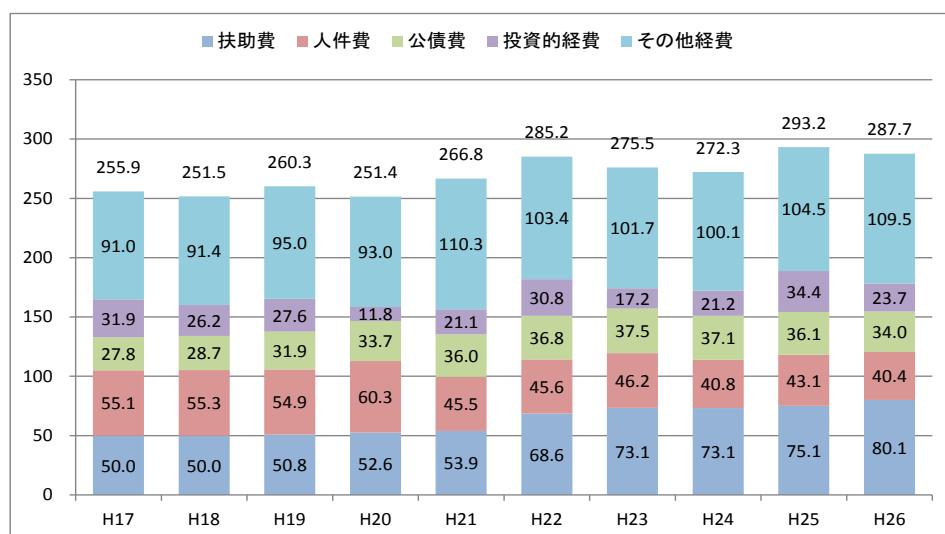
歳入の推移



※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある

平成 26 年度における普通会計の歳出額は約 287.7 億円であり、平成 17 年度からは約 251.4 億円から約 293.2 億円の間で推移しています。その内、扶助費が平成 17 年度の約 50.0 億円から、平成 26 年度の 80.1 億円へと大幅に増加しています。

歳出の推移



※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある

(2) 健全化判断比率

実質赤字比率は実質収支の黒字が続いていることから、「—」表示となっています。

実質公債費比率は、平成21年度から、起債許可基準である18%を超過し、平成26年度は19.1%となっています。

将来負担比率は減少傾向にあり、平成26年度は155.7%となっています。

健全化判断比率一覧 (%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	—	12.10	17.3	245.4
平成21年度	—	13.79	18.4	246.9
平成22年度	—	7.64	18.5	216.1
平成23年度	—	3.34	18.7	194.0
平成24年度	—	—	18.5	173.5
平成25年度	—	—	18.5	159.1
平成26年度	—	—	19.1	155.7

※実質赤字比率・連結実質赤字比率については、黒字の場合「—」と表示。

健全化判断比率

健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第九十四号)に基づき、平成20年度以降の決算から適用している。

実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合。一般会計等は一般会計及び特別会計のうち、水道事業・下水道事業などの公営企業会計及び国民健康保険事業・介護保険事業などの公営事業会計を除いた特別会計をいう。(本市の場合、一般会計と土地取得事業特別会計を指す)

連結実質赤字比率

標準財政規模に対する連結実質赤字額の割合。連結実質赤字額とは、一般会計等及び公営事業会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足額若しくは資金剰余額の合算額で赤字になった場合の額をいう。

実質公債費比率

一般会計等の地方債の元利償還金などの公債費及び公債費に準ずるとみなされる支出の合計額が、標準財政規模に対して、どの程度の割合かを示す指標で、3ヵ年平均で算定される。また、地方債の元利償還金のうち、交付税措置される部分については算定から除かれる。この比率が18%を超過すると、地方債の発行にあたって、総務大臣もしくは都道府県知事の許可が必要となり、25%以上35%未満で単独事業の起債が制限され、35%を超過するほとんどの起債が制限される。

将来負担比率

将来負担比率は、地方債をはじめとした、地方公共団体の将来負担となる残高の合計額が、標準財政規模に対してどの程度かを示す指標。地方債で交付税措置される部分については、算定から除かれる。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率と異なり、財政再生基準は設定されていない。

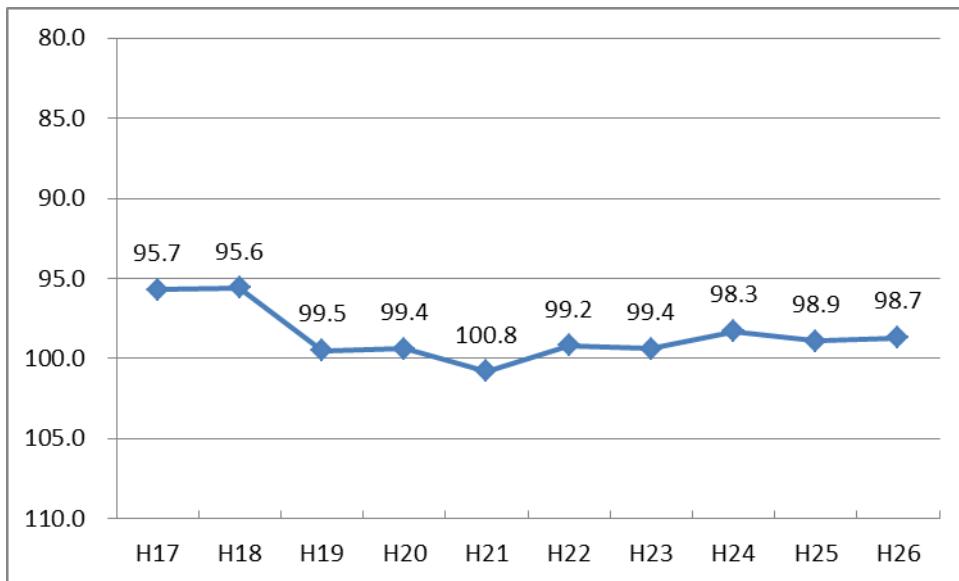
標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すもの。(主に地方税や普通交付税)

(3) 経常収支比率

平成 26 年度の経常収支比率は 98.7% となっており、非常に硬直した財政状況となっています。

経常収支比率の推移



経常収支比率とは・・・

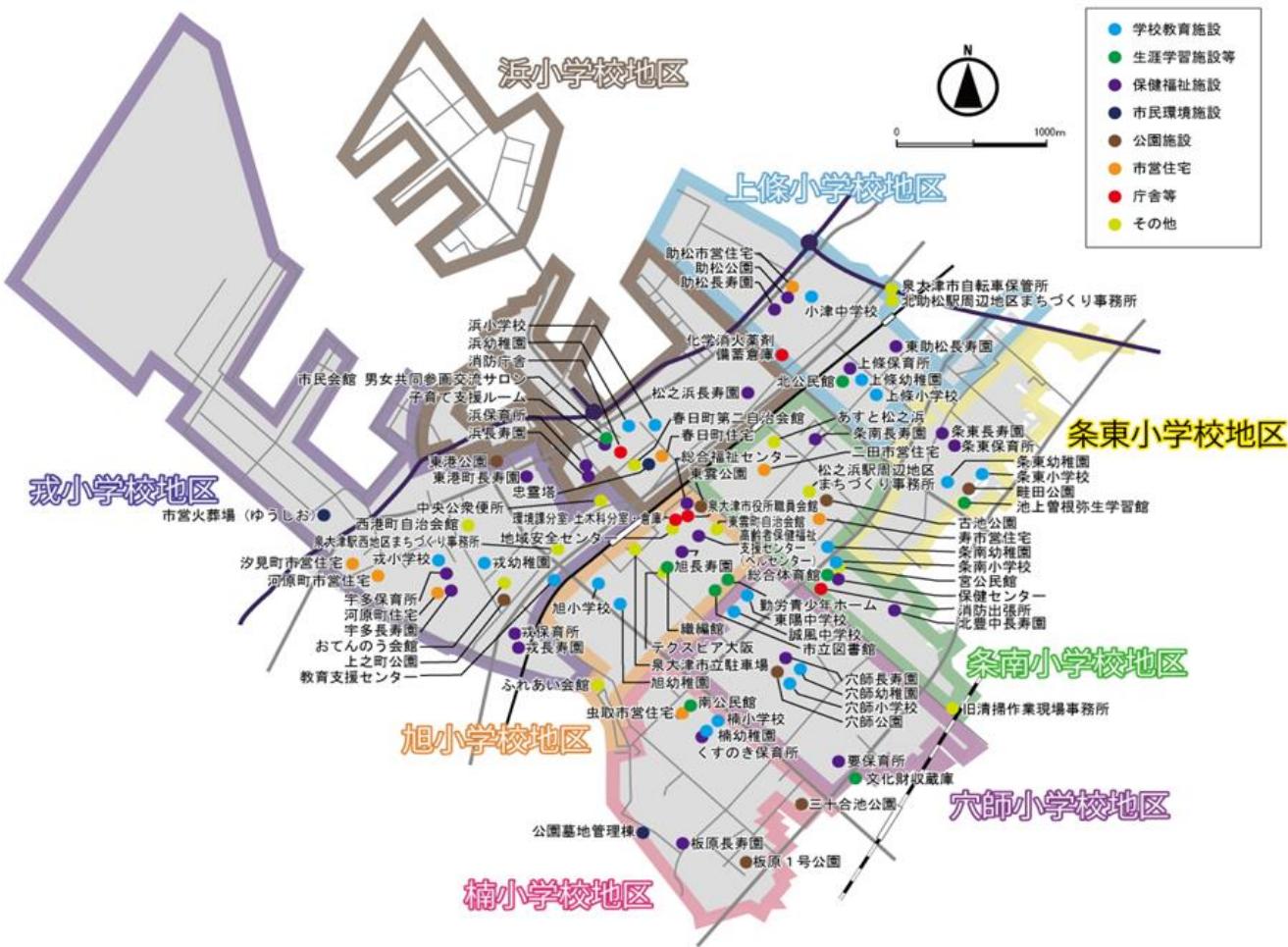
地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費・扶助費・公債費などの経常経費に、地方税・普通交付税などの経常一般財源収入額がどの程度充当されているかを表す。この数値が 100% に近いほど、財政にゆとりがないこととされているが、近年においては地方公共団体の財政構造の変化が進み、全国市町村の平均も 90% を超える状態が続いている。

2-3. 公共施設の現況

(1) 公共施設の配置状況

本計画で対象とする公共施設の配置状況は「泉大津市公共施設適正配置基本方針」に示されている下図の通りです。

公共施設の配置図



(2) 用途別の延べ床面積の割合

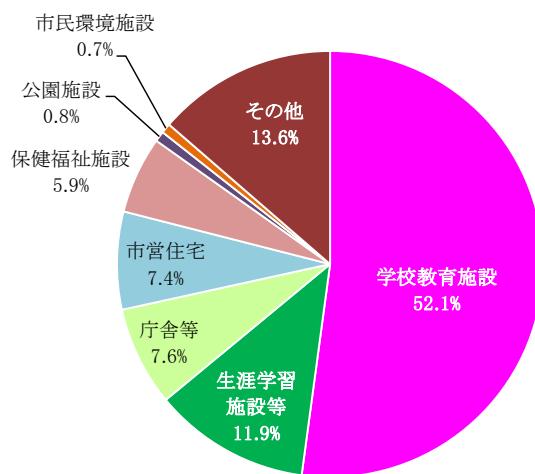
本市が保有する公共施設の延べ床面積は 183,974 m²で、市民一人当たり（平成 25 年 4 月現在）の延べ床面積は約 2.40 m²です。

最も多いのは学校教育施設の 95,912 m²で総面積の 52.1% と半分以上を占めています。次いで、その他が 25,088 m²で 13.6%、生涯学習施設等が 21,848 m²で 11.9% を占めています。公共施設のうち、学校教育施設が最も多くの面積割合を占めているのは、全国の市町村に共通する傾向です。

用途別の公共施設の延べ床面積

	学校教育施設	生涯学習施設等	保健福祉施設	市民環境施設	公園施設	市営住宅	庁舎等	その他	合計
延べ床面積 (m ²)	95,912	21,848	10,763	1,371	1,452	13,646	13,894	25,088	183,974
割合 (%)	52.1	11.9	5.9	0.7	0.8	7.4	7.6	13.6	100.0

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある



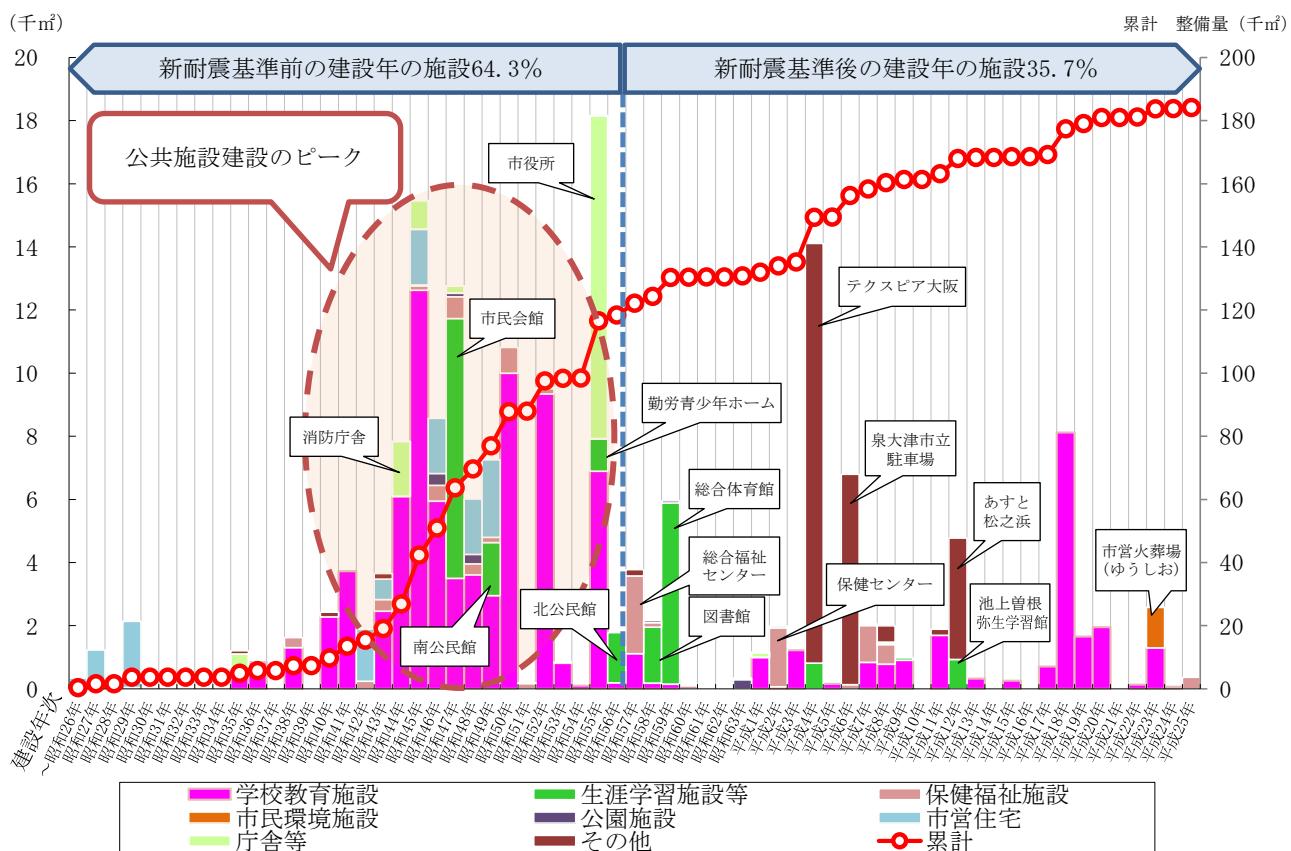
(3) これまでの公共施設整備量

昭和 40 年から昭和 55 年までが公共施設建設のピークとなっており、人口増加等の市の発展に伴い、学校教育施設や庁舎(市役所)・生涯学習施設など必要な公共施設を整備してきました。この時期に建設された公共施設は築後 30 年から 40 年程度経過しており、今後集中的に建替時期を迎えることになります。

また、府から取得したテクスピア大阪、泉大津市立駐車場、あすと松之浜など床面積の大きい施設により平成以降における建設のピークとなっています。

なお、築後 30 年以上経過している公共施設が 70.7%、新耐震基準前に建設された公共施設は 64.3% となっています。

過去の公共施設の建設年次と整備量（延べ床面積）



2-4. インフラ資産等の現況

インフラ資産等は、市民の生活及び産業の基盤となる資産です。今後、少子高齢化や人口減少という状況、大規模災害の発生に備えることや、今後の社会的・技術的変革の中で、多様化する市民ニーズやサービス向上のために新しい需要が生まれることも予想されます。結果として必要とされるインフラ資産等の総量が増加し、管理する資産も増加する可能性があります。

本市の主なインフラ資産等の保有量は以下のとおりです。

主なインフラ資産等の保有量

種別	内容	数量
道路	一般道路延長	158km
	道路面積	1,012,000m ²
橋梁	橋梁延長	850m
	橋梁数	60 橋
上水道	管路延長	253km
	配水場	2箇所
	監視所、受水所、貯水槽	各 1 箇所
下水道	管路延長	233km
	ポンプ場	3 箇所
	普及率	96.5%
公園施設	地区公園	1 公園
	近隣公園	8 公園
	街区公園	53 公園
病院	市立病院	5 棟

2-5. 公共施設等の修繕・更新等の将来見通し

本市における公共施設等の総量を把握し、今後、修繕・更新等について必要となる費用の把握を行うため、平成 26 年から 30 年間において、公共施設、インフラ資産等について、同じ構造、同じ面積で長寿命化改修や建替えを行った場合に必要なコストを一定の条件のもとで試算したところ、一般会計である公共施設については、約 392 億円、道路・橋梁・下水道については、約 189 億円であり、30 年間の一般会計における合計は約 581 億円となります。この額は年間平均として約 19.4 億円が必要であることを意味しています。

また、企業会計（上水道、市立病院）、一部事務組合の保有するインフラ資産等についても、一般会計と同様に一定の条件のもとで試算しております。

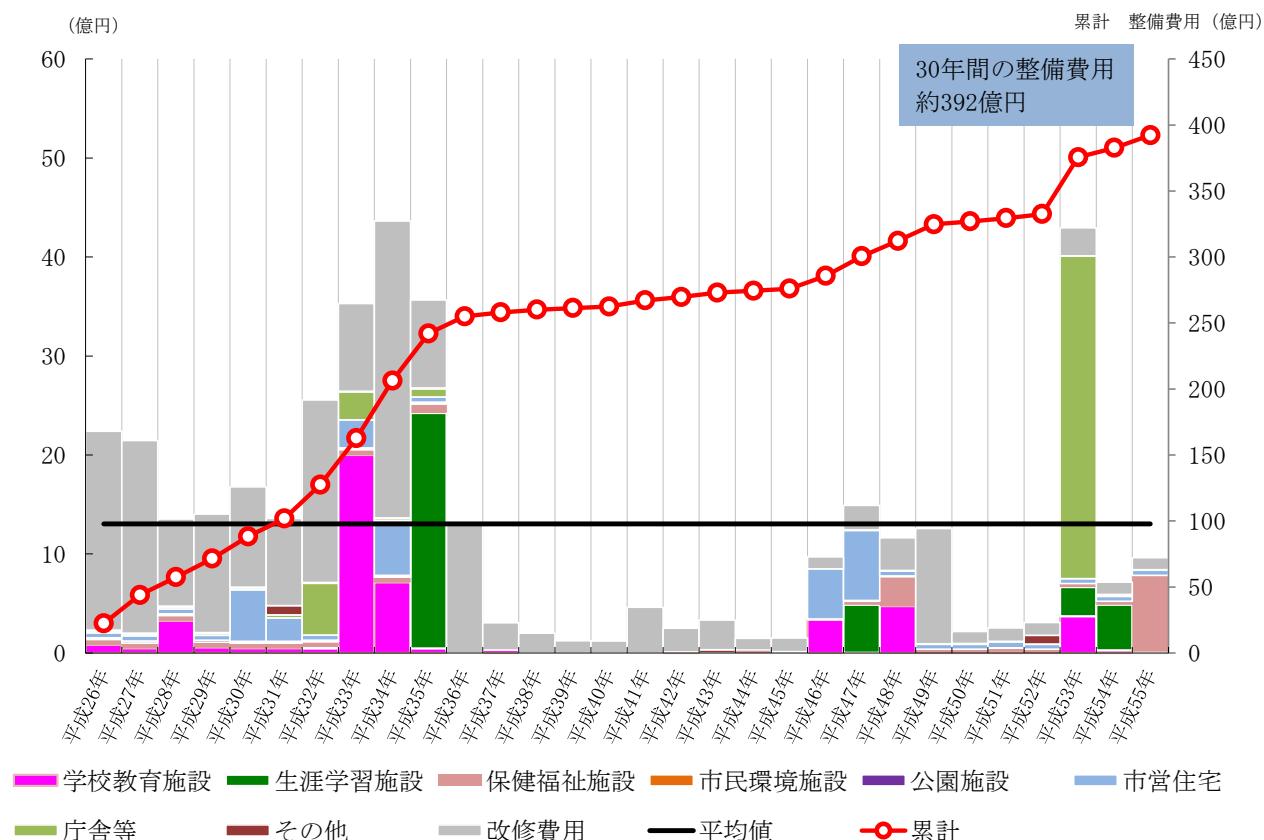
2. 本市の現状と課題

(1) 公共施設

現在市が保有する公共施設について、同じ構造、同じ面積で長寿命化改修や建替えを行った場合の将来整備費用の試算結果を示します。

公共施設適正配置基本方針で対象となる公共施設の合計延べ床面積は約18.4万m²となっています。これらの公共施設について将来整備費用算出の設定条件※で試算した場合、将来的にかかる整備費用は平成26年から30年間で約392億円となります。この額は年間平均約13.1億円の整備費用が必要であることを意味しています。

公共施設の将来整備費用



※(将来整備費用算出の設定条件)

- ① 建替えのタイミングとなる耐用年数は、構造に応じて設定する。
- ② 耐用年数30年以上のものは30年目に長寿命化改修を実施し、耐用年数をプラス10年とする。
- ③ 鉄筋コンクリート造の学校教育施設については、40年目に長寿命化改修を実施し、耐用年数をプラス30年とする。
- ④ 建物構造により必要な建替費用は大きく異なることから、構造別に単価を設定する。
- ⑤ 建替単価は、『建築着工統計』工事費予定額の分析に基づき、解体費用を見込んだものを設定。
- ⑥ 解体費用は、建築施工単価13~10に基づき、最も延べ床面積割合の高い鉄筋コンクリート造の費用として2.3万円/m²を見込む(躯体解体、基礎コンクリート解体、土間コンクリート解体)。
- ⑦ 長寿命化改修費用は『建築物のライフサイクルコスト』(国土交通省:平成17年発行)を参考に設定。
- ⑧ 平成25年度に耐用年数を経過しているものは、平成26年度に一度に建て替えるのではなく、今後10年間で建て替えるものとして、建替えにかかる経費を10年間で案分する。
- ⑨ 平成25年度に長寿命化改修の時期を経過しているものは、平成26年度に一度に改修するのではなく、今後10年間で改修するものとして、経費を10年間で案分する。

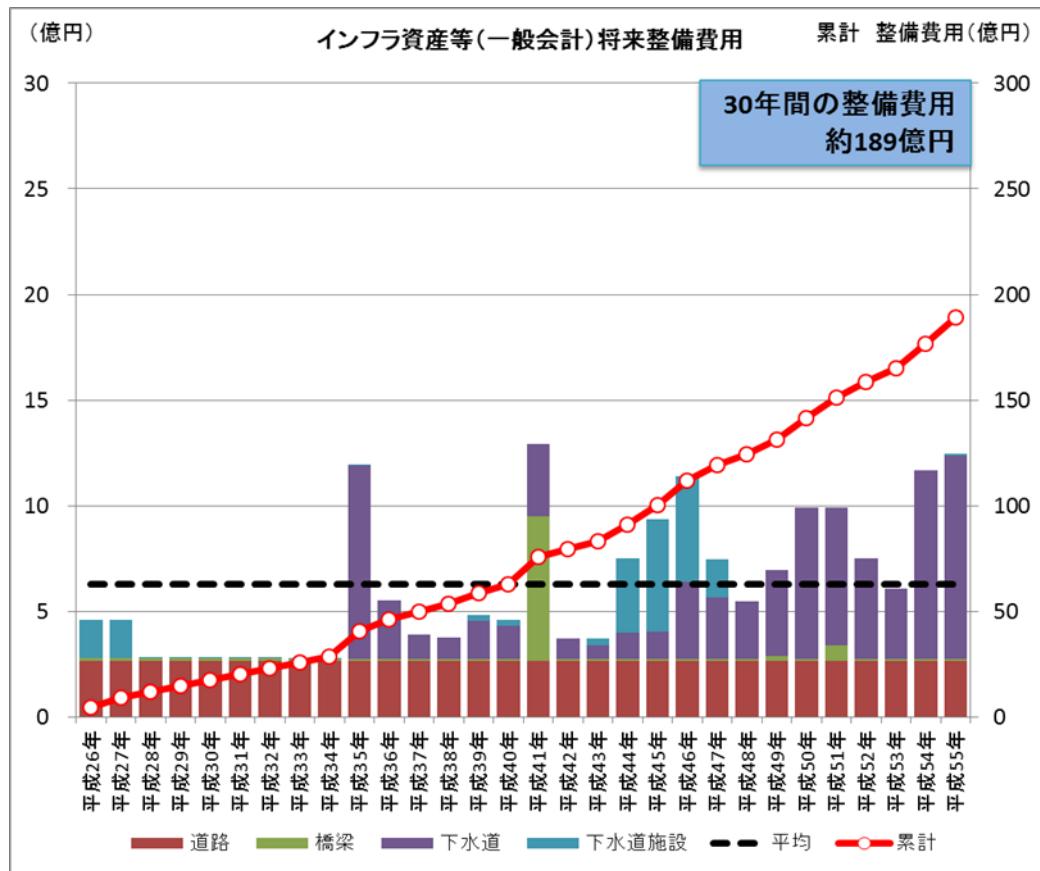
構造	耐用年数(年)	建替単価(千円/m ²)	構造	耐用年数(年)	建替単価(千円/m ²)
軽量鉄骨造、軽量鉄骨プレハブ造	22	167	木造	22	195
鉄骨造	38	167	コンクリートブロック造	38	171
鉄筋コンクリート造	50	289	プール本体	30	195
鉄骨・鉄筋コンクリート造	50	318	地下駐車場	50	390

※耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき設定

(2) インフラ資産等

① 一般会計（道路・橋梁・下水道）

現在市が保有するインフラ資産等の内、一般会計により維持管理されている道路・橋梁・下水道について、同じ構造、同じ面積（もしくは延長）で長寿命化改修や建替えを行った場合の将来整備費用の試算結果を示します。更新・維持管理に必要な費用は、平成 26 年から 30 年間で約 189 億円となります。この額は年間平均約 6.3 億円の整備費用が必要であることを意味しています。

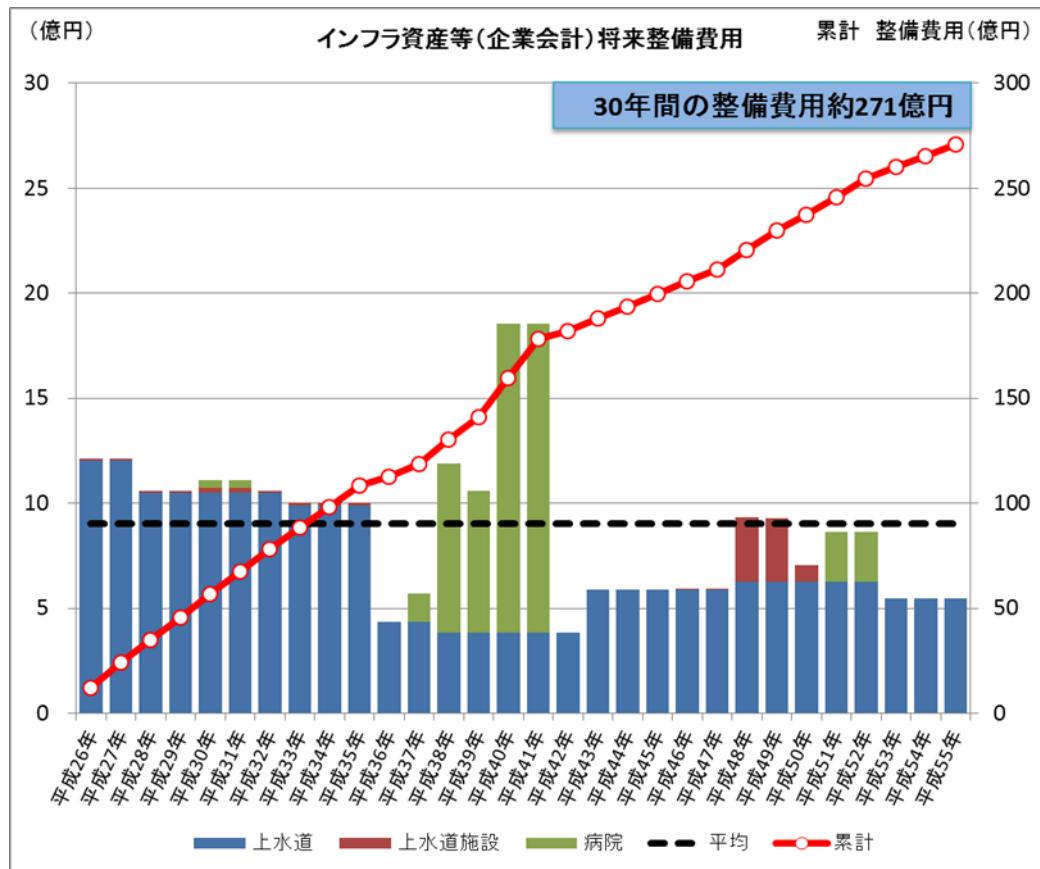


※(将来整備費用算出の設定条件)

- ① 耐用年数は、インフラ資産等の種別に応じて設定する。
 - ② 道路(舗装)耐用年数は 15 年に設定する。
 - ③ 橋梁の耐用年数は 60 年とする。
 - ④ 下水道管の耐用年数は 50 年に設定する。
 - ⑤ 下水道施設に関しては 60 年とし、30 年で大規模改修を実施する。
 - ⑥ 更新単価は、インフラ資産等の種別毎に構造、管径等で分類して設定する。
 - ⑦ 道路(舗装)は、全舗装面積を耐用年数の 15 年で割った面積を毎年更新していくと仮定する。
 - ⑧ 橋梁は PC(プレストレスとコンクリート)橋、RC(鉄筋コンクリート橋)、鋼橋、その他に分類して設定する。
 - ⑨ 下水道管は管径別に分類して設定する。
 - ⑩ 下水道施設に関しては、施設の延べ床面積当たりの単価を設定する。
 - ⑪ 平成 25 年度に耐用年数を経過している橋梁・下水道管は、平成 26 年度に一度に更新するのではなく、今後 5 年間で更新するものとして、更新にかかる経費を 5 年間で案分する。
 - ⑫ 平成 25 年度に耐用年数を経過している下水道施設は、平成 26 年度に一度に建て替えるのではなく、今後 10 年間で建て替えるものとして、建替えにかかる経費を 10 年間で案分する。
- ※耐用年数、更新単価について、施設は、(1)公共施設の費用算出設定条件に基づき設定し、それ以外の資産等は、「公共施設等更新費用資産ソフト」(総務省、平成26年3月)に基づき設定

② 企業会計（上水道・市立病院）

現在市が保有するインフラ資産等の内、企業会計により維持管理されている上水道・市立病院について、同じ構造、同じ面積で長寿命化改修や建替えを行った場合の将来整備費用の試算結果を示します。更新・維持管理に必要な費用は、平成 26 年から 30 年間で約 271 億円となります。この額は年間平均約 9.0 億円の整備費用が必要であることを意味しています。

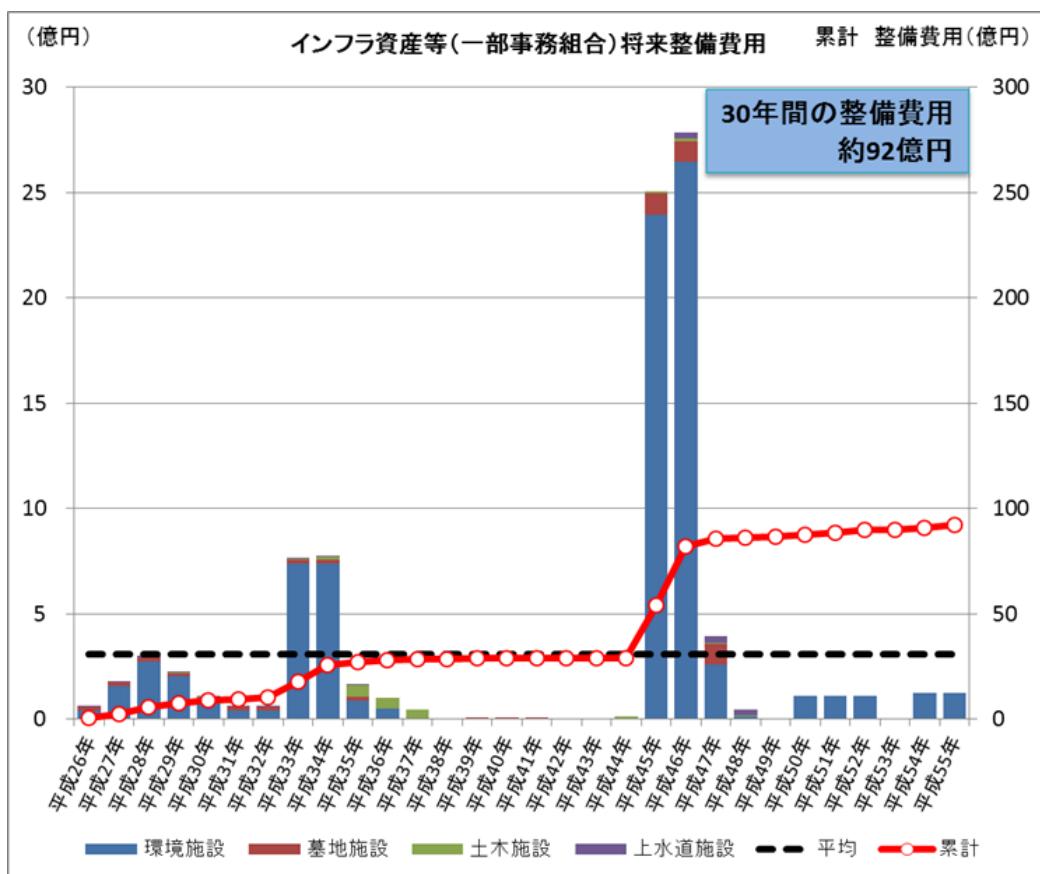


※(将来整備費用算出の設定条件)

- ① 耐用年数は、インフラ資産等の種別に応じて設定する。
 - ② 上水道管の耐用年数は 40 年に設定する。
 - ③ 上水道施設・病院に関しては 60 年とし、30 年で大規模改修を実施する。
 - ④ 更新単価は、インフラ資産等の種別毎に構造、管径等で分類して設定する。
 - ⑤ 上水道管は管径別に分類して設定する。
 - ⑥ 上水道施設・病院に関しては、施設の延べ床面積当たりの単価を設定する。
 - ⑦ 平成 25 年度に耐用年数を経過している上水道管は、平成 26 年度に一度に更新するのではなく、今後 10 年間で更新するものとして、更新にかかる経費を 10 年間で案分する。
 - ⑧ 平成 25 年度に耐用年数を経過している上水道施設・病院は、平成 26 年度に一度に建て替えるのではなく、今後 10 年間で建て替えるものとして、建替えにかかる経費を 10 年間で案分する。
- ※耐用年数、更新単価について、施設は、(1)公共施設の費用算出設定条件に基づき設定し、それ以外の資産等は、「公共施設等更新費用資産ソフト」(総務省、平成26年3月)に基づき設定

③ 一部事務組合の保有するインフラ資産等

現在市が関係し、インフラなど施設を保有する一部事務組合は5組合存在します。それらは、泉北環境整備施設組合・高石市泉大津市墓地組合・泉大津市、和泉市墓地組合・泉州水防事務組合・泉北水道事業団です。これら組合が保有するインフラ資産等を、同じ構造、同じ面積で長寿命化改修や建替えを行った場合の将来整備費用の試算結果を示します。更新・維持管理に必要な費用は、平成26年から30年間で約92億円となります。この額は年間平均約3.1億円の整備費用が必要であることを意味します。なお、一部事務組合における総量及び将来において必要な費用を把握するため、本市の費用負担を考慮せず事務組合全体としての費用を算出しています。



※(将来整備費用算出の設定条件)

- ① 各施設の耐用年数は公共施設に準じて60年とし、30年で大規模改修を実施する。
- ② 更新単価は、施設の延べ床面積当たりの単価を設定する。
- ③ 平成25年度に耐用年数を経過している施設は、平成26年度に一度に建て替えるのではなく、今後10年間で建て替えるものとして、建替えにかかる経費を10年間で案分する。

※耐用年数、更新単価について、(1)公共施設の費用算出設定条件に基づき設定

3. 公共施設等マネジメント方針

3-1. 公共施設マネジメント方針

(1) 公共施設適正配置に向けた基本的な考え方

① 公共施設の果たす役割

公共施設は、住民福祉の向上及び増進を図ることを目的とした施設で、幼稚園・小中学校などの学校教育施設や市役所・消防庁舎などの行政サービスを行う施設、また、図書館や公民館、総合体育館などの生涯にわたり自己の充実・啓発や生活の向上に取り組むための施設があるなど、さまざまな役割をもっています。さらに、住民同士の交流の場としての役割も担っており、災害時には避難場所となるなど防災拠点としての機能も有しています。今後はこれらの役割や機能の充実も含めた公共施設配置が必要です。

② 厳しい財政状況下での施設整備

人口減少・少子高齢化のさらなる進展、都市化の進行や核家族化、ライフスタイルの多様化による住民の地域コミュニティへの関わり方の変化など、本市の状況が変わりつつある中、公共施設においても、市民の多様なニーズや利用目的に柔軟に対応できる施設として整備する必要があります。

しかし、本市の公共施設は、昭和40年代から50年代にかけて整備された施設が多く、施設の老朽化が進行しています。そのため、今後、施設の建替時期を集中して迎えることになり、将来整備費用の試算では今後30年間で約392億円、年間平均約13.1億円の将来整備費用が必要とされており、本市の厳しい財政状況では、すべての施設を建て替えることは困難です。

そのため、将来の人口動態や市民ニーズ、利用状況等を見定めたうえで既存施設のあり方について見直すとともに、公共施設の適切な維持管理、効率的な運営によりコストの圧縮を図りつつ、公共施設の総量や将来整備費用を軽減する必要があります。

③ 公共施設の役割・機能を果たすための再生、再配置

上記のような本市の状況を踏まえ、単に財政面から見て公共施設の総量を圧縮するのではなく、誰もが利用しやすく市民ニーズの変化に対応した質の高い公共サービスを受けられ、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設として複合化や多機能化を図り、再生、再配置を進めることができれば、施設の総量を圧縮しても、公共施設の役割・機能を果たすことができます。

(2) 基本方針

「泉大津市公共施設適正配置基本方針」では、以下の5つの基本方針を掲げています。本計画も、この5つの基本方針に即したものとして策定する計画であるため、公共施設のマネジメント方針はこの基本方針と同じものとします。

**基本方針1：公共施設の建替えの際は、施設の複合化・多機能化を進める。
(施設の複合化・多機能化)**

基本方針2：施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る。(コストの圧縮)

**基本方針3：民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)**

基本方針4：将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。(総量の圧縮)

**基本方針5：公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。
(共通理解と体制の構築)**

3-2. インフラ資産等のマネジメント方針

インフラ資産等のうち、道路・橋梁・上下水道等は、市民の生活や生活基盤を支えていく上で必要不可欠なものです。したがって、公共施設と同様に数量を減じることによるマネジメント方針が適切とは言いません。しかも、市民の生活向上や災害対策に関する意識は年々高まっており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。つまり、資産の更新や補修時により品質の高い設備等が求められ、結果的に総量が増加したり、維持管理のコストが増大したりする可能性を含んでいます。

また、インフラ関連施設については、適切な維持保全や市民ニーズ・サービス向上にあわせた方針が必要となります。

そのため、インフラ資産等はそれぞれの種別ごとに、市民のニーズをくみ取った事業計画、長寿命化計画、整備計画等をきめ細かく策定し、提供するサービスと投入するコスト、確保可能な財源とのバランスを考慮したマネジメントを実施していきます。

**基本方針1：長寿命化や適切な維持保全により、整備・維持管理にかかるコストの圧縮を図る。
(コストの圧縮)**

**基本方針2：市民のニーズをきめ細かく把握し、サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)**

**基本方針3：公共施設等総合管理計画の実効を上げるための推進体制の構築を目指す。
(共通理解と体制の構築)**

3-3. 目標設定

(1) 公共施設

「泉大津市公共施設適正配置基本方針」の指標は、平成 26 年度を基準として平成 51 年度までに、公共施設の延床面積を 15% 以上削減することです。これは、面積にして 27,539 m²になります。

しかしながら、本計画の対象期間は平成 37 年度までと設定しているため、ここでは平成 37 年度までの削減目標を示します。

削減目標（公共施設）

	H26 年	H31 年	H36 年	H37 年	H41 年	H46 年	H51 年
削減目標割合 (%)	—	1.7	4.2	4.8	7.4	11.2	15.0
削減目標面積 (m ²)	—	3,119	7,789	8,937	13,530	20,666	27,539

したがって、本計画の期間末での削減目標は、削減割合で約 4.8%、面積で約 9,000 m²になります。

(2) インフラ資産等

インフラ資産等のうち、道路・橋梁・上下水道等は、市民の生活や産業基盤を支える役割を担っているため、コストの圧縮・サービスの向上を中心とした目標を設定することが現実的です。また、インフラ関連施設については、適切な維持保全を図り、維持管理費用の縮減を図るとともに、市民ニーズ等を踏まえた施設の機能・役割を考慮し、公共施設の目標設定に沿った適正配置を図っていく必要があります。

しかしながら、少子高齢化等に伴い将来的に税収入を中心とした歳入が減ることは予想されるため、確保可能な財源とのバランスのとれた整備・運営が求められます。

各種別で策定した整備・事業計画及び長寿命化計画に則り、適切な維持管理・修繕・更新を進めることにより長寿命化を図ることが必要です。その上で、各種計画の効果に対する評価とその改善を続けることで、市の保有するインフラ資産等などを良質に運営・保全していくことを目標とします。

3-4. 目標達成に対する取り組み

(1) 公共施設

① 民間活力（PPP/PFI 等）の活用について

公共施設については、行政によって整備・運営されてきました。今後の公共施設の整備・運営などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFI（公民連携）の積極的な活用について検討します。

② 広域連携について

公共施設の利用において、広域利用が可能な施設については近隣自治体との共同利用を図ることで、市民のみならず、近隣自治体からの利用が見込めることに加え、さらなる公共施設利用の効率化につながることから、広域連携のあり方について検討します。

③ 点検・診断等の実施方針について

公共施設は、公共サービスを提供する場であり、市民の様々な活動を支える場として欠かせないものであることから、施設を適正に維持管理し、長寿命化を図っていくために、点検・診断等を実施し、その情報を活用して対策を立てることが必要となります。そこで、施設ごとに定められている法定点検に加え、定期点検などから、施設の状態を把握し、効果的な長寿命化を目指します。

④ 維持管理・修繕・更新について

施設の長寿命化を図っていくためには、従来の事後保全による管理では機器等の性能低下に伴うランニングコストの増大等が生じる事も鑑み、適切な時期に修繕・更新を行い、施設の予防的な保全につなげて、施設の適正な保全に努めます。

⑤ 安全確保の実施方針について

公共施設は、公共サービスの提供や市民が活動する場であるといったことから、その安全確保は市民にとって欠かせない内容です。適切な点検・診断等により、高度の危険性が認められた施設については、利用者の安全確保を第一に、速やかに危険性を取り除く処置を施します。また、安全性が回復するまでの利用制限等を実施します。

⑥ 耐震化の実施方針について

各施設における災害時の安全確保といった観点から、施設の耐震化を図っていく事が必要であるため計画的に耐震化を進めており、特に災害時の拠点施設として指定されている施設については優先的に耐震化を進めます。

⑦ 長寿命化の実施方針について

施設の長寿命化を行っていく上で、適切な時期に維持管理・改修が必要となり、それらを実施することで施設の適正な保全を行い、可能な範囲で計画的に施設の長寿命化を図ります。

⑧ 統合や廃止の推進方針について

公共施設の利用状況、耐用年数及び維持管理コスト等を勘案し、現在の規模や機能を維持したまま更新することは適切ではないと判断される施設においては、他施設との統合や多機能化・複合化等を視野に入れ、公共施設適正配置基本方針に沿って検討を行っていきます。

(2) インフラ資産等

① 民間活力（PPP/PFI等）の活用について

インフラ資産等については行政によって整備・運営されてきましたが、資産等の維持管理・修繕において民間に包括的に委託する先進的事例が出てきており、長期的に民間活力を活用した資産等の管理について検討します。

② 点検・診断等の実施方針について

インフラ資産等は市民が生活を営む上で欠かせないものであり、特に資産等を良好な状態にし、長持ちさせて使い続けることが望されます。資産等の状況を長期間にわたり良好に保つには、長寿命化対策が欠かせませんが、それには点検・診断等を実施し、その情報を活用して対策を立てることが必要です。そこで、それぞれで定められている法定点検に加え、定期的に実施する定期点検などから資産等の状態を把握し、効果的な長寿命化を目指します。

③ 維持管理・修繕・更新について

長寿命化を図りインフラ資産等を長持ちさせることは、これから資産等の維持管理において欠かせないものであるため、適切な維持管理・修繕・更新を行い、インフラ資産等の予防保全に努めます。また、修繕・更新の際には、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの削減を目指します。

④ 安全確保の実施方針について

市民の生活の基盤であるインフラ資産等が良好に運営されることは、市民の安全確保に欠かせません。そこで、安全を脅かす損傷等が発生しにくい素材を採用し、発生した場合に速やかに発見・修復して危険を取り除くことができる体制を整えます。また、安全性が回復するまでの利用制限などを実施します。

⑤ 耐震化の実施方針について

大規模な災害の発生後、ライフラインの寸断が市民生活の復興に大きな障害になります。そのため、できる限り大規模な損傷が起きないための強靭化、損傷が発生してからの回復のし易さ等を考慮して、引き続き耐震化を推進します。

⑥ 長寿命化の実施方針について

インフラ資産等は原則的にそのほとんどを継続的に利用します。そのため、できる限り長寿命化し、ライフサイクルコストを削減することに努めます。また、同じ素材・工法で整備した資産等においても、適切な維持管理・点検等を実施することにより、耐用年数をより長くすることができます。現場の作業と、運営管理の作業を連動させて、より効果的な長寿命化を目指します。

4. 用途別基本方針

I 公共施設

階層分類施設の検討指針

基本方針において、本市の公共施設をその利用圏域によって、全市レベル（主として市域全体の住民の利用を想定した施設）、地域レベル（主として市内特定の地域住民を対象とした施設）の2階層に分類し、施設の機能別に整理しました。

A 群	施設の機能維持を前提とし、必要なスペースを確保する。 また、余剰スペースの活用による他施設との複合化・多機能化や減築等による規模の縮小化を図る。
B 群	施設機能の必要性を検討することを前提とし、その機能の維持が必要と判断したものについて は、A群施設への複合化・多機能化、もしくはB群施設同士の複合化・多機能化を図る。

◆ A群：施設機能を維持する施設

（全市施設）

- ・庁舎・事務所の行政事務スペース、消防署・出張所等の消防関係の施設、墓地等、火葬場といったその他の施設による代替が不可能な施設を「施設機能を維持する施設」とします。
- ・泉大津市立駐車場については、複合化・多機能化が困難であるため、「施設機能を維持する施設」とします。

（地域施設）

- ・小学校、中学校の義務教育施設は、本市の将来を担う子どもたちの教育機関であるとともに、地域の防災的観点からも重要な施設であるため「施設機能を維持する施設」とします。
- ・一方で、小学校、中学校の義務教育施設は、将来的に少子化が進むことも予測されることから、将来的には余剰スペースの活用による他施設との複合化・多機能化を図り、地域の拠点施設として再生することを検討します。

◆ B群：施設機能の必要性を検討し、複合化・多機能化を検討する施設

（全市施設）

- ・教育支援センター、公民館、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション施設、児童福祉施設、高齢福祉施設、保健施設、市営住宅、その他

（地域施設）

- ・幼稚園、児童福祉施設、高齢福祉施設、公園施設、公衆便所、その他

階層分類施設の検討指針

検討指針	利用圏域		
	全市施設	地域施設	
A群	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎・事務所 ● 消防署・出張所 ● 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地等 ● 火葬場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校 ● 中学校
B群	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育支援センター ● 公民館 ● 生涯学習施設 ● スポーツ・レクリエーション施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉施設 ● 高齢福祉施設 ● 保健施設 ● 市営住宅 ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 児童福祉施設 ● 高齢福祉施設 ● 公園施設 ● 公衆便所 ● その他

4-1. 学校教育施設

(1) 現状

(1) 施設概要

分類	位置付等	施設数	構成施設	分類階層		検討指針
				市域	地域	
教育支援センター	学校及び家庭における教育への適切な支援を実施するための施設	1	教育支援センター	●		B群
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を教育・保育し、幼児の健やかな健康のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設	8	戎幼稚園、旭幼稚園、穴師幼稚園、上條幼稚園、浜幼稚園、条東幼稚園、条南幼稚園、楠幼稚園		●	B群
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とした施設	8	旭小学校、穴師小学校、上條小学校、浜小学校、条東小学校、条南小学校、楠小学校、戎小学校		●	A群
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設	3	東陽中学校、誠風中学校、小津中学校		●	A群

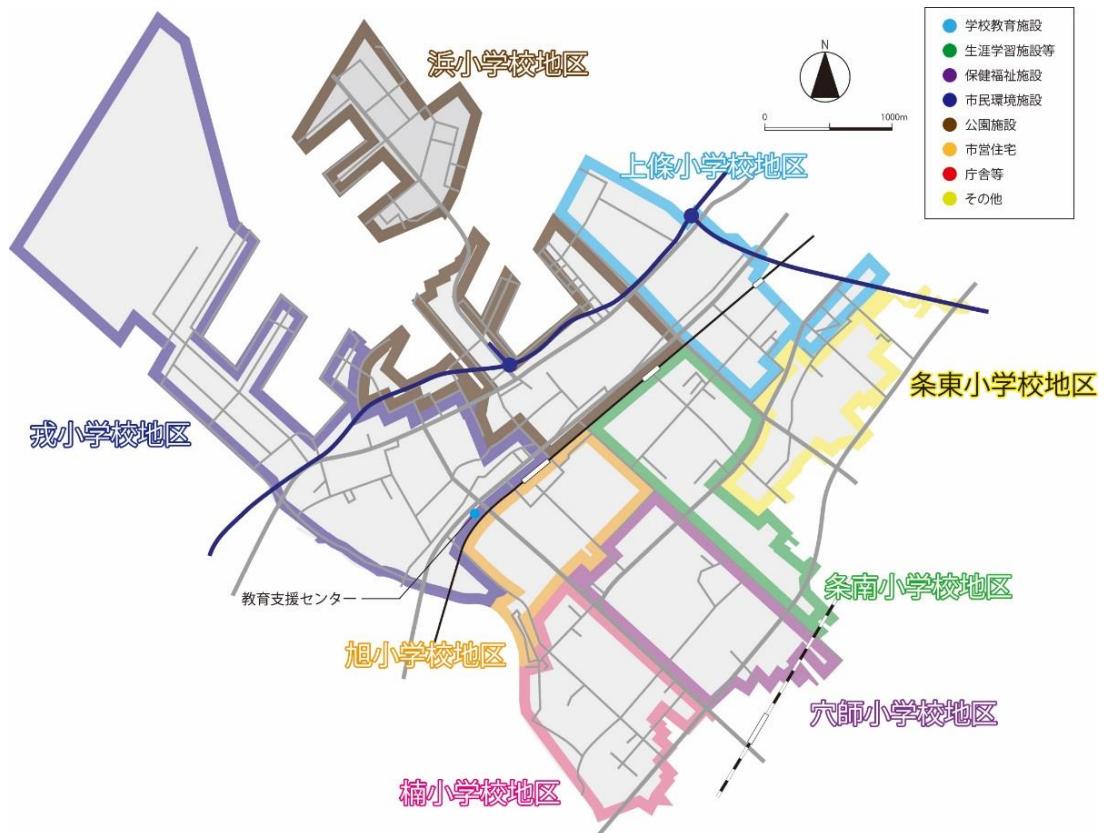
(2) 現状の課題

- ・ 教育支援センターは、学校や家庭における教育への適切な支援を行う施設として重要な機能を有していますが、各種研修室等の1回当たり平均利用人数は少なく、施設の老朽化が進行している状況であるため、機能移転とあわせた施設の存廃を検討する必要があります。
- ・ 幼稚園については、一部の幼稚園を除き、施設・設備の老朽化が深刻な状況です。また、保育所との再編による認定こども園の施設整備を検討する必要があります。
- ・ 一部の小学校を除き、施設・設備の老朽化が深刻な状況となっており、安全面や機能面において改善を図ることが必要です。
- ・ 中学校は施設・設備の老朽化が深刻な状況となっており、安全面や機能面において改善を図ることが必要です。

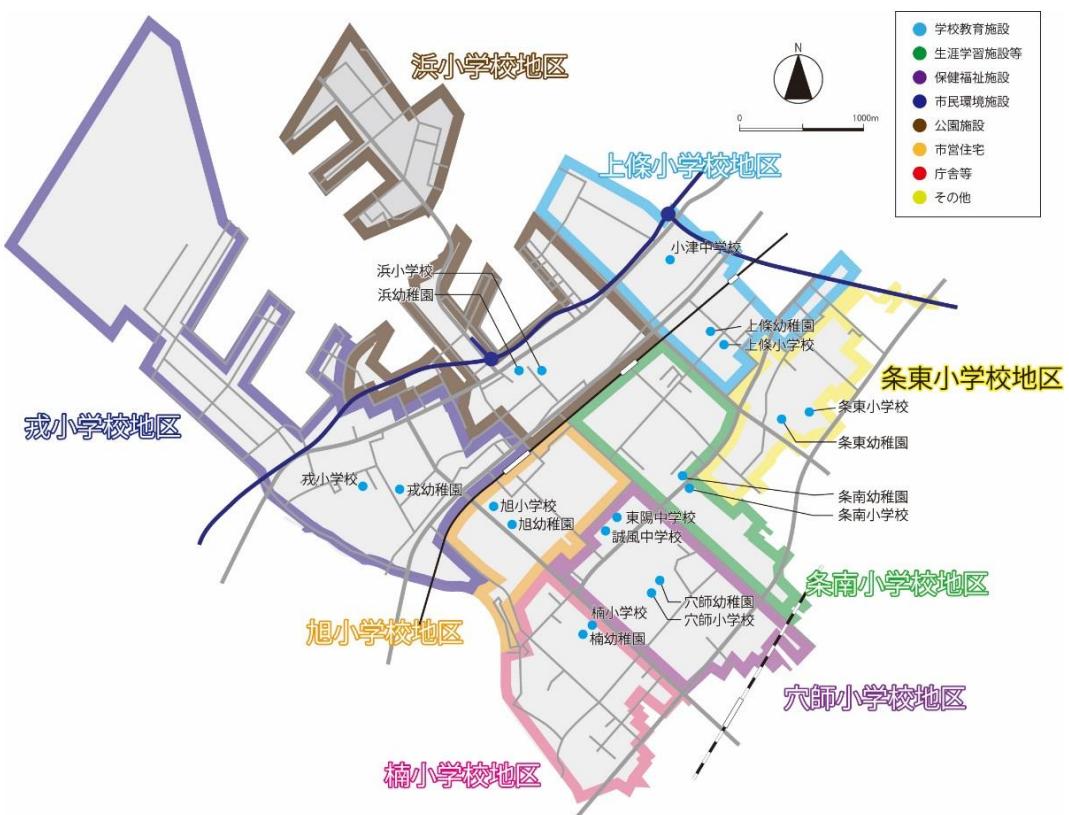
(2) 今後の方針

取組の方向
【教育支援センター】
● 1回当たり平均利用人数が少なく、老朽化が進行している状況であるため、稼働率やスペースを勘案し、他施設への複合化・多機能化を検討します。
【幼稚園】
■ 保育所、幼稚園の一体化による認定こども園の推進に合わせて、施設の整理、複合化・多機能化を検討します。
【小学校】
■ 長寿命化を図り適切な維持管理を行います。また、大規模改修や長寿命化対策、建替時期に合わせた地域への開放、施設の複合化等を検討します。
■ 児童数の動向を見ながら、余裕教室、空きスペースを活用し、地域コミュニティ等の拠点として、他施設との複合化等施設の有効活用を検討します。
■ 小学校プールについては、当面、補修により運用を行います。今後、市民プールと学校プールの集約化や民間施設の活用について、改修費用や維持管理経費、また運用形態などの財政面、運用面等の諸条件を勘案し検討を進めます。
【中学校】
■ 長寿命化を図り適切な維持管理を行います。また、大規模改修や長寿命化対策、建替時期に合わせた地域への開放、施設の複合化等を検討します。

■生徒数の動向を見ながら、余裕教室、空きスペースを活用し、地域コミュニティ等の拠点として、他施設との複合化等施設の有効活用を検討します。



学校教育施設（全市施設）配置図



学校教育施設（地域施設）配置図

4-2. 生涯学習施設

(1) 現状

(1) 施設概要

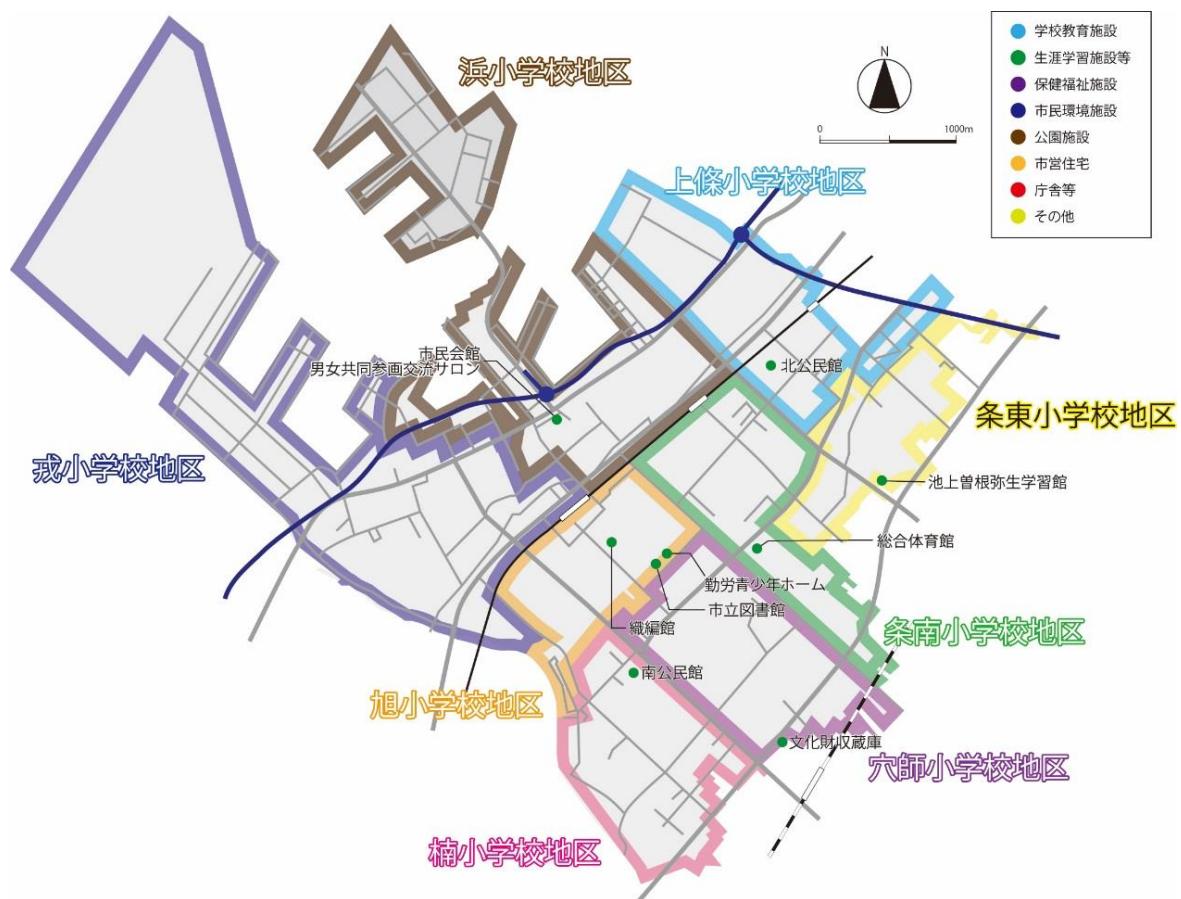
分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
公民館	生活文化の振興・社会福祉の増進を目的とした施設	2	南公民館、北公民館	●		B群
生涯学習施設	市民が生涯にわたり自己の充実・啓発や生活の向上に取り組むための施設	7	市民会館、男女共同参画交流サロン、図書館、勤労青少年ホーム、文化財収蔵庫、池上曾根弥生学習館、織編館	●		B群
スポーツ・レクリエーション施設	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図るとともに市民生活の向上に資する施設	1	総合体育館	●		B群

(2) 現状の課題

- 一部の生涯学習施設については、稼働率が低い諸室もみられるため、他施設の稼働率やスペースを勘案して施設の集約や機能統合を検討する必要があります。
- 公民館については、施設の老朽化により、施設の延命化・長寿命化が必要です。一方、稼働率が低い諸室も一部みられるため、他施設の稼働率やスペースを勘案して諸室の集約や機能統合を検討する必要があります。
- 勤労青少年ホームは、青少年の利用が減少し当初の目的とかい離しており、施設のあり方について検討が必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向
【公民館】
■稼働率やスペースを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討します。
【生涯学習施設】
■稼働率やスペース、市民ニーズを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討します。
■周辺他都市の施設も含めて広域的な相互利用を検討します。
■受益者負担の考え方に基づき、利用料金の見直しを検討します。
●勤労青少年ホームは建設当初の目的からかい離した利用状況となっており、今後のあり方について検討します。
【スポーツ・レクリエーション施設】
●長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行います。



生涯学習施設等 (全市施設) 配置図

4-3. 保健福祉施設

(1) 現状

(① 施設概要

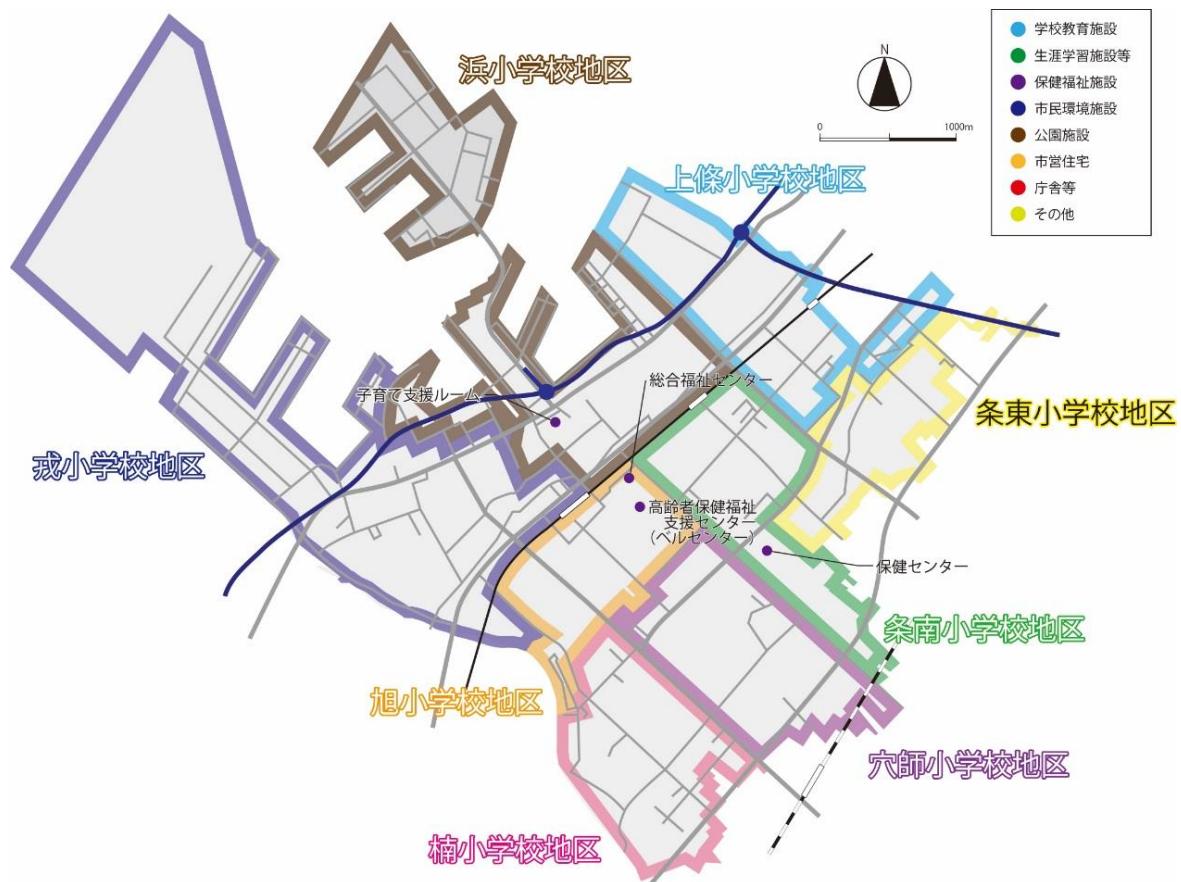
分類	位置付等	施設数	主な構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
児童福祉施設	乳幼児の子育て支援に資するための施設	1	子育て支援ルーム	●		B群
	乳幼児の保育に資するための施設	7	宇多保育所、上条保育所、浜保育所、戎保育所、条東保育所、要保育所、くすのき保育所		●	B群
高齢福祉施設	市民福祉の向上や介護知識等の普及を目的とした施設	2	総合福祉センター、高齢者保健・福祉支援センター(ベルセンター)	●		B群
	高齢福祉施設の内、老人集会所としての利用を目的とした施設	13	穴師長寿園、浜長寿園、条東長寿園、戎長寿園、板原長寿園、助松長寿園、松之浜長寿園、東港長寿園、宇多長寿園、旭長寿園、条南長寿園、東助松長寿園、北豊中長寿園		●	B群
保健施設	市民に対し健康相談・保健指導及び健康診査その他地域保健に関する事業を行うことを目的とした施設	1	保健センター	●		B群

(② 現状の課題

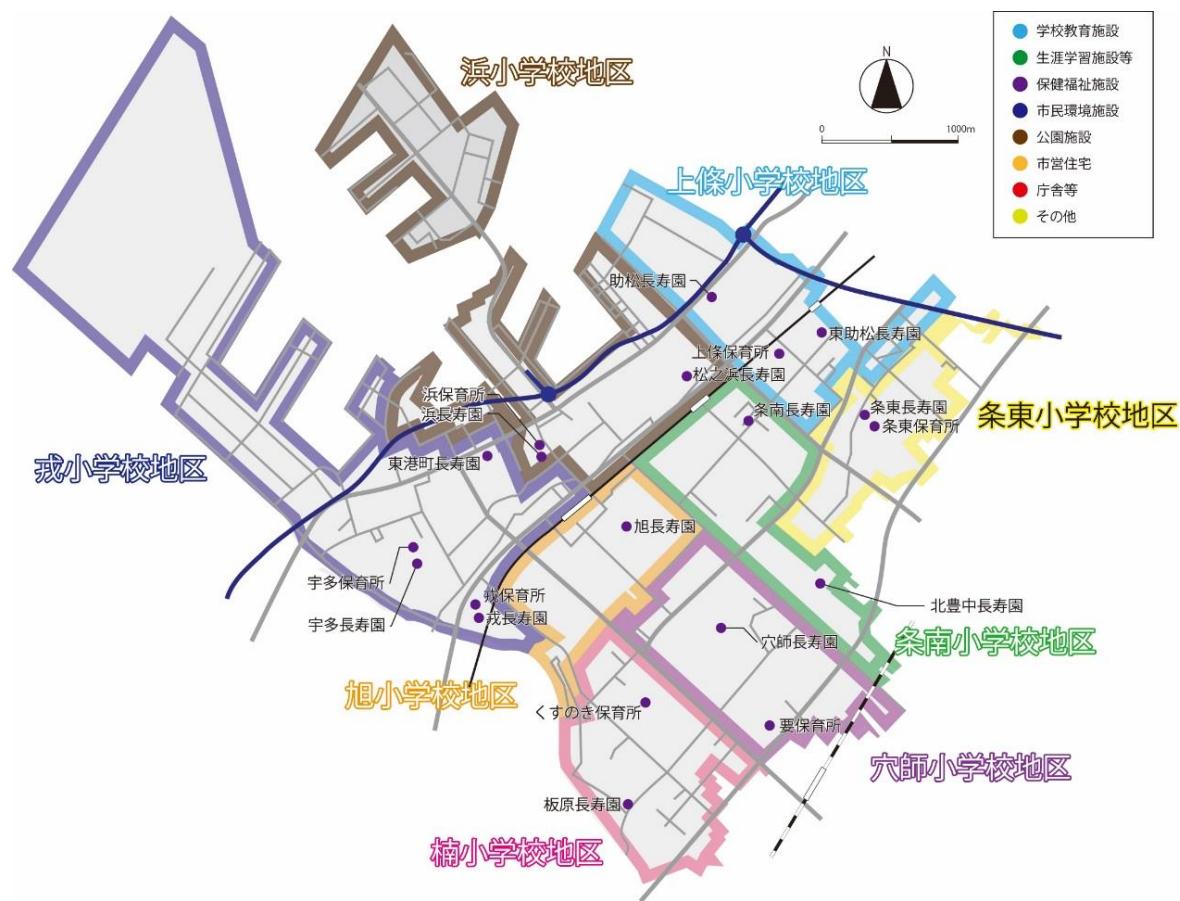
- ・ 利用時間帯の延長や駐車スペースの確保等、市民ニーズに対応した改善が必要となります。
- ・ 子育て支援ルームは施設の老朽化により設備の不具合が生じており、他施設への集約化、複合化について検討する必要があります。
- ・ 保育所については、一部を除いて老朽化が進行しており、小規模な修繕ではなく耐震化や改修が求められています。また、幼稚園との再編による認定こども園の施設整備を検討する必要があります。
- ・ 総合福祉センターについては、老朽化が進行し、大規模な改修が必要となります。また、稼働率の低い諸室がみられるため、他施設の稼働率やスペースを勘案して諸室の集約や機能統合を検討する必要があります。
- ・ 長寿園については、老朽化が進行しているため、大規模な改修や他施設への集約化が求められており、高齢者のつどいの場という本来の目的に加え、地域住民のつどいの場として活用を検討する必要があります。また、地域住民に親しまれ、より人々がつどいやすく使いやすい施設にするため、管理を地域住民に移管する仕組みを検討する必要があります。
- ・ 保健センターについては部分的に老朽化が進行しており、今後、適切な維持管理が必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向
【児童福祉施設（全市施設）】
●同種事業を他施設において実施しているため、他施設にスペースが確保できる場合（民間施設等も含む）は、複合化・多機能化を検討します。
【児童福祉施設（地域施設）】
■保育所、幼稚園の一体化による認定こども園の推進に合わせて、施設の整理、複合化・多機能化を検討します。
【高齢福祉施設（全市施設）】
■稼働率やスペースを勘案し、諸室の集約や運営方法の効率化、他施設との複合化・多機能化を検討します。
【高齢福祉施設（地域施設）】
■地域への施設移管や他施設への複合化・多機能化を含めて、今後のコミュニティ施策と合わせて施設のあり方を検討します。
■高齢者のつどいの場という本来の目的に加え、地域住民の多世代交流の拠点として活用を検討します。
【保健施設】
●比較的新しい施設であることから、長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行います。
●建替えの際には、他施設との複合化・多機能化を検討します。



保健福祉施設（全市施設）配置図



4-4. 市民環境施設

(1) 現状

① 施設概要

分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
墓地等	公園墓地内の施設	2	忠靈塔、公園墓地管理棟	●		A群
火葬場	適正な火葬業務を執行するための施設	1	市営火葬場(ゆうしお)	●		A群

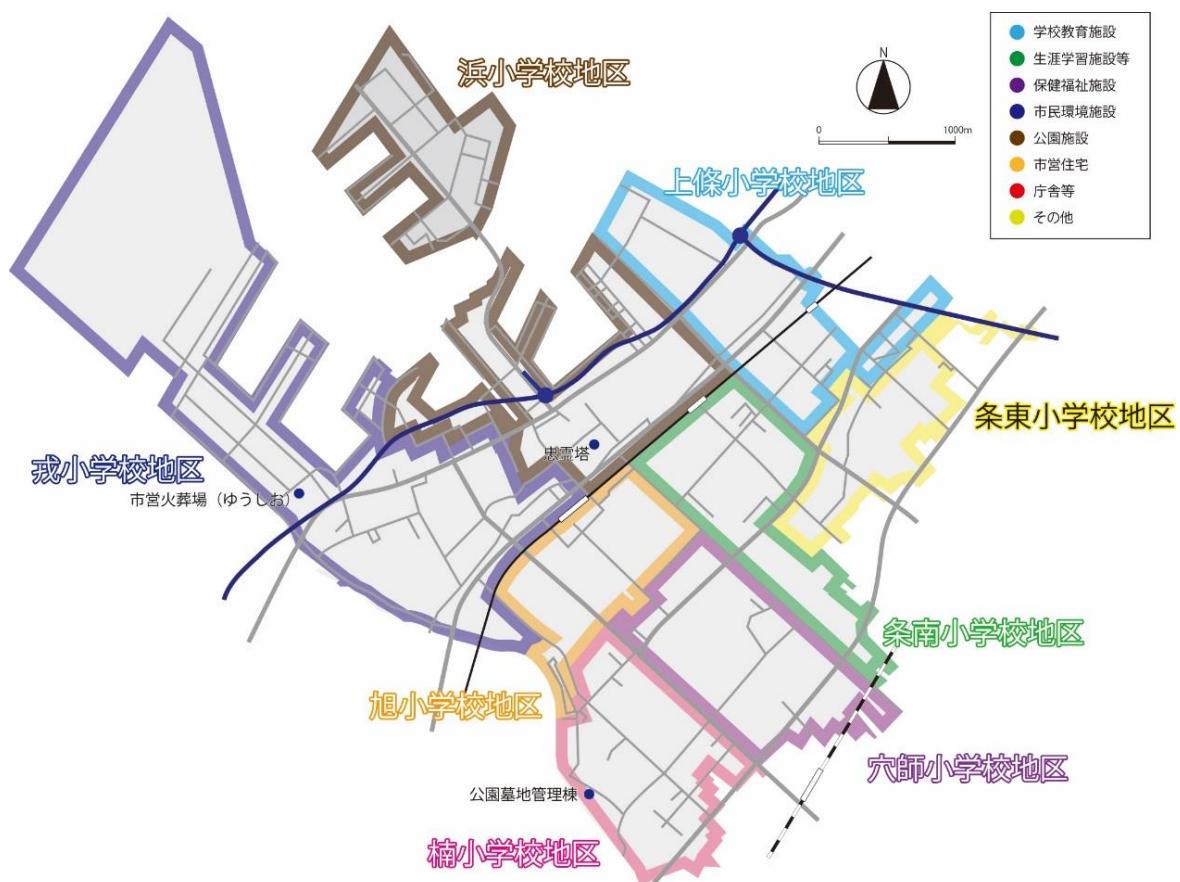
② 現状の課題

- 墓地等については、施設の性格上、廃止できないため、引き続き適切な維持管理が必要です。
- 市営火葬場(ゆうしお)については、比較的新しい施設であり、引き続き適切な維持管理を行う必要があります。

(2) 今後の方針

取組の方向

- 引き続き適切な維持管理を行います。



市民環境施設（全市施設）配置図

4-5. 市営住宅

(1) 現状

① 施設概要

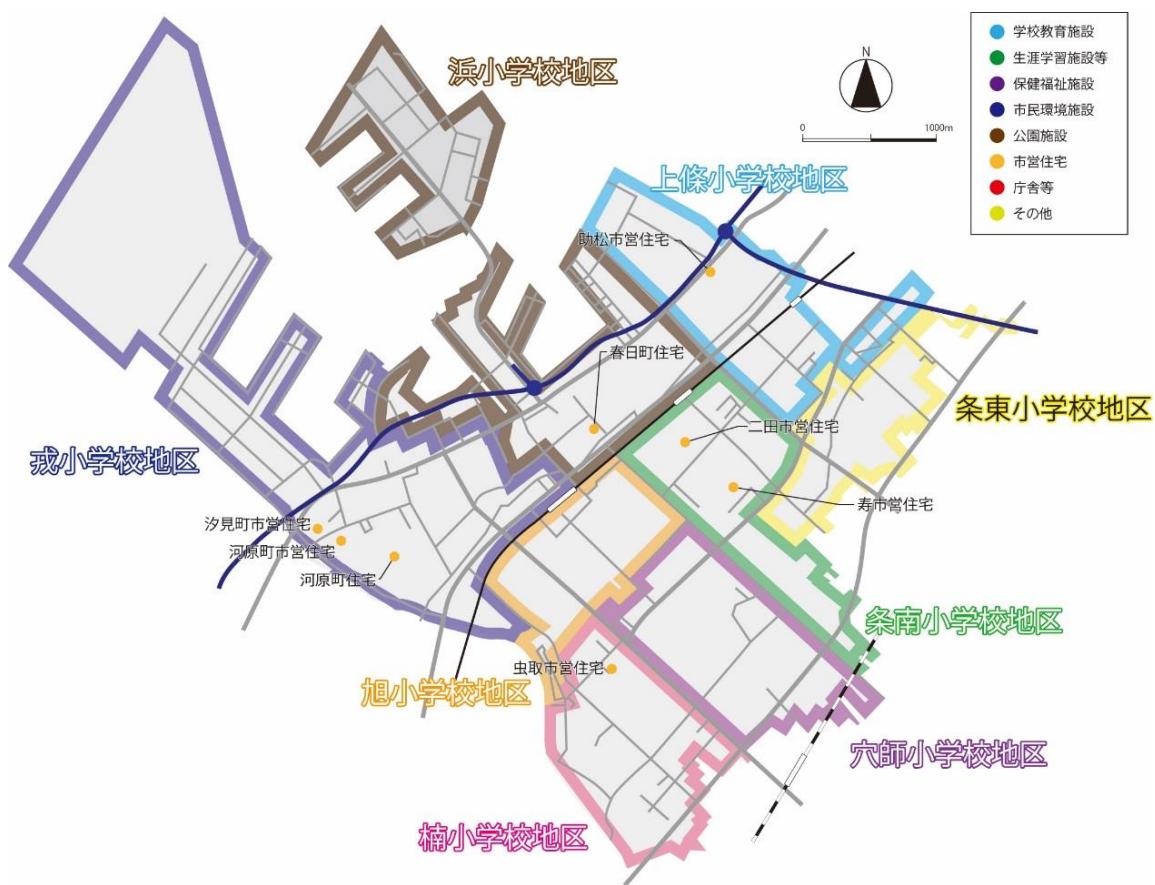
分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
市営住宅	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するための施設	8	寿市営住宅、河原町市営住宅、汐見町市営住宅、二田市営住宅、虫取市営住宅、助松市営住宅、春日町住宅、河原町住宅	●		B群

② 現状の課題

- 老朽化が進行し、適切な維持管理のみならず、施設の大規模改修、建替えなどが必要になります。
- 入居者の高齢化に伴い設備及び施設改善が必要となります。また、浴室がない住宅があり、居住性の向上を図る必要があります。
- 一部の木造住宅は耐用年限を超えて老朽化が著しく、建替えの必要があります。

(2) 今後の方針

取組の方向
■泉大津市営住宅ストック総合活用計画に基づき、長寿命化を図るとともに適切な管理及び、施設の維持管理を行います。
●寿・汐見町・二田市営住宅は泉大津市営住宅ストック総合活用計画により、「建替え」の判定となっており、今後、集約建替え計画の検討、及び一部用途廃止による管理戸数の適正化を行います。



市営住宅（全市施設）配置図

4-6. 庁舎等

(1) 現状

① 施設概要

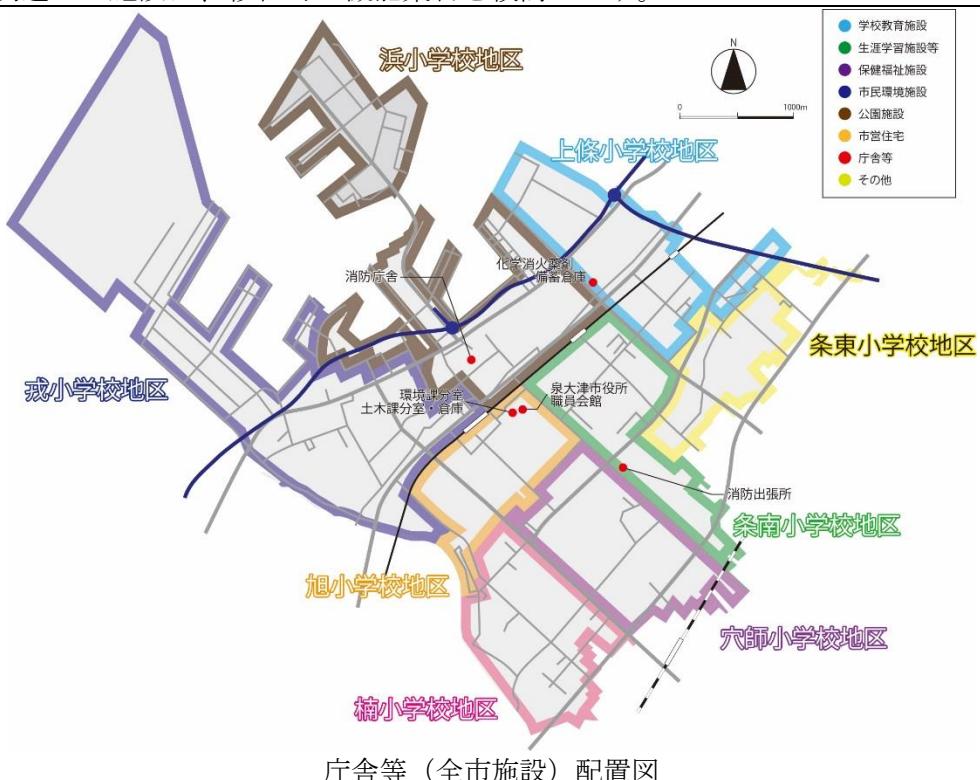
分類	位置付等	施設数	主な構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
庁舎・事務所	庁舎・事務所用の施設	4	市役所、職員会館、土木課分室・倉庫、環境課分室	●		A群
消防署・出張所	消防署・出張所用の施設	3	消防庁舎、消防出張所、化学消火薬剤備蓄倉庫（消防団車庫）	●		A群

② 現状の課題

- ・ 庁舎については、耐震改修を行ったものの老朽化が進行しており、計画的かつ効果的に工事を実施し庁舎の長寿命化を推進する必要があります。
- ・ 職員会館は施設の老朽化に伴う維持補修費の増大が懸念されるため、今後の職員会館のあり方について検討が必要です。
- ・ 消防庁舎、化学消火薬剤備蓄倉庫（消防団車庫）は施設の老朽化に加え、津波浸水想定区域にあることから施設の移転が必要となります。
- ・ 消防出張所は耐震改修を行ったものの老朽化が進行しており、消防庁舎の移転検討に合わせて施設のあり方を検討する必要があります。

(2) 今後の方針

取組の方向	
【庁舎・事務所】	
● 庁舎については、長寿命化を検討し、建替えの際には、他施設機能の複合化・多機能化を検討します。	
● 土木課分室・倉庫、環境課分室については、それぞれ所管課の執務室スペースとの集約化を検討します。	
【消防署・出張所】	
■ 消防署関連の3施設は、移転時に機能集約を検討します。	



4-7. 公園施設

(1) 現状

(1) 施設概要

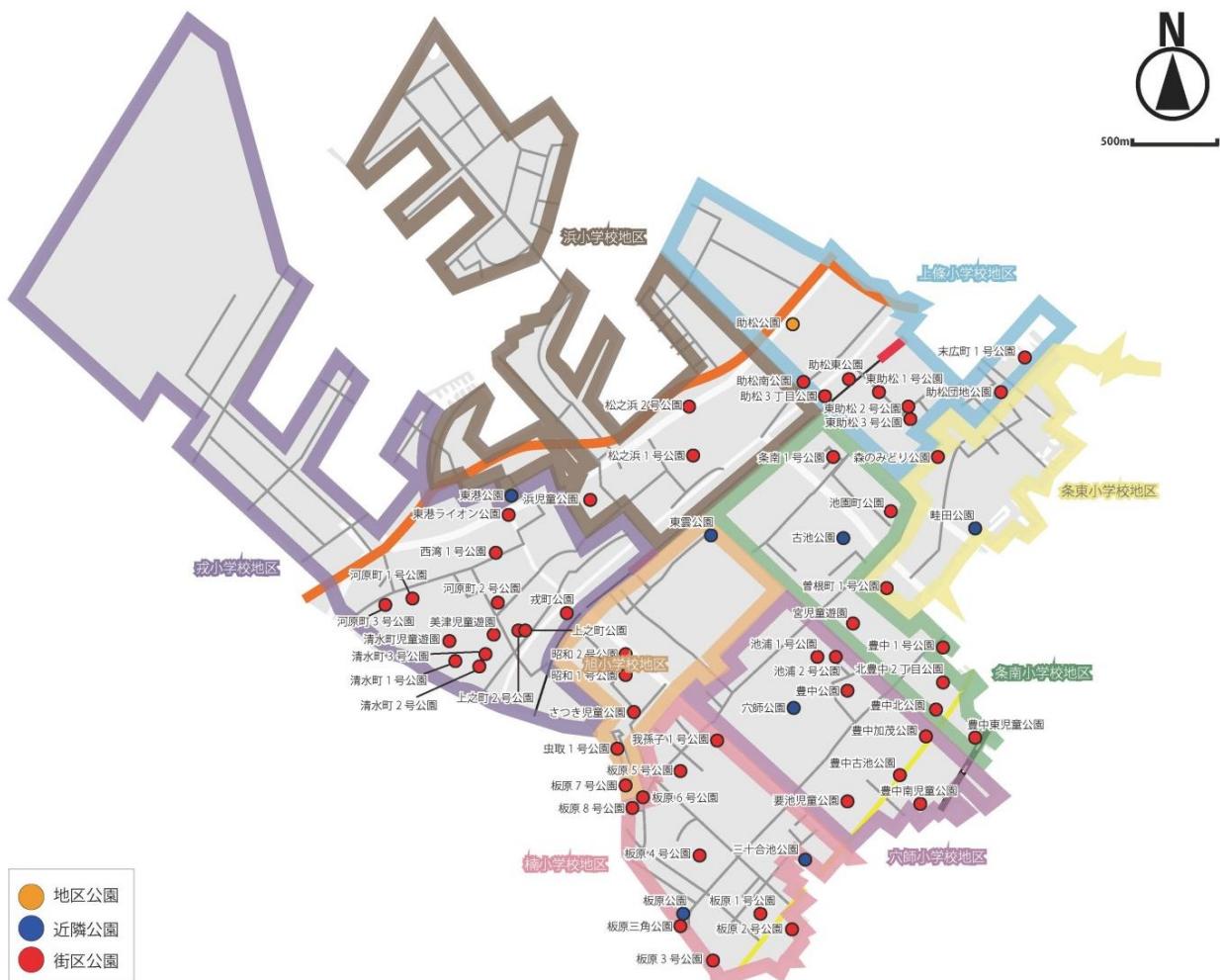
分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域	
				市域	地域
都市公園	都市公園法に基づく、 公共の福祉の増進の ための施設	9 (施設を有する) 53 (それ以外)	地区公園 近隣公園 街区公園	● (地区)	● (近隣・街区)

(2) 現状の課題

- すべての公園において遊具等を含めた施設の老朽化が進んでおり計画的な更新を進めていく必要があります。
- 穴師公園プールについては、事務所等や施設の老朽化が進んでいることから一般市民の利用には適さないと判断し、市民プールとしての利用は休止しており、助松公園プールも含めた、今後の在り方について検討が必要です。
- 助松公園・古池公園・三十合池公園には球場が併設されており、劣化状況を踏まえた維持管理が必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向
■今後も適切かつ計画的な維持管理を行います。 【遊具・トイレ等】
■公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・改修・建替えを行います。 【グラウンド他】
■現在のところ、フェンス等の老朽化は進んでいますが、しばらくは現状を維持します。 【プール】
●市民プールについては、当面、現状の施設を補修・改修により運用する。今後、市民プールと学校プールの集約化や民間施設の活用について、改修費用や維持管理費、また運用形態などの財政面、運用面等の諸条件を勘案し検討を進めます。



公園施設（全市施設・地域施設）配置図

4-8. その他

(1) 現状

(1) 施設概要

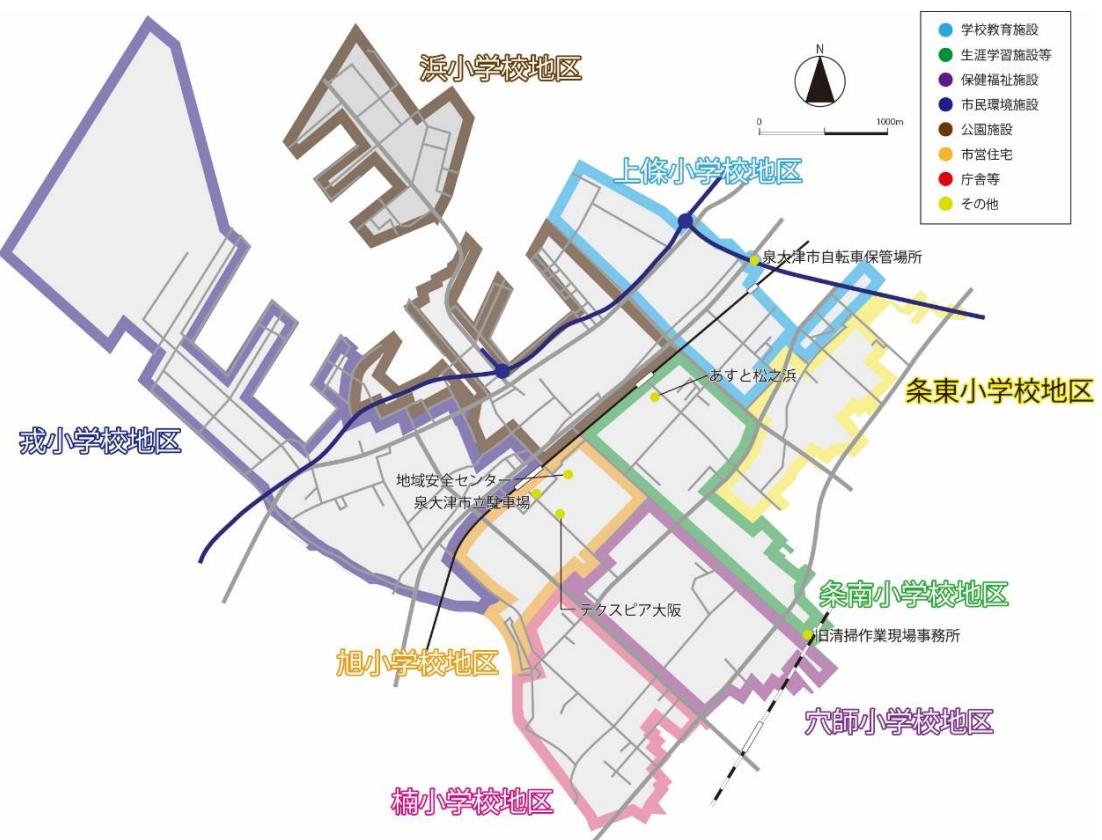
分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域		検討指針
				市域	地域	
駐車場	南海泉大津駅周辺施設の駐車場整備を目的とした施設	1	泉大津市立駐車場	●		A 群
その他	—	6	泉大津市自転車保管場所、地域安全センター、あすと松之浜(市所有床)、あすと松之浜(あすとホール(PFI事業))、旧清掃作業現場事務所、テクスピア大阪	●		B 群
公衆便所	公衆衛生の向上発展に資するための施設	1	中央公衆便所		●	B 群
その他	主に地域住民のコミュニティ意識の醸成、生涯学習の支援やまちづくりの推進を目的とした施設	9	東雲町自治会館、宮公民館、春日町第二自治会館、西港町自治会館、ふれあい会館、おてんのう会館、泉大津駅西地区まちづくり事務所、松之浜駅周辺地区まちづくり事務所、北助松駅周辺地区まちづくり事務所		●	B 群

(2) 現状の課題

- ・ 泉大津市立駐車場については、築後 20 年程度ではあるものの、設備部分の老朽化が進行しているため、適切な維持管理が必要です。
- ・ あすと松之浜の市所有床については、売却も視野に入れ、取り組む必要があります。
- ・ テクスピア大阪については、建物の長寿命化や優良なテナント等の確保の観点から、修繕計画に沿った形で年次的に修繕する必要があります。
- ・ テクスピア大阪においては、立地条件が良く利便性も高いことから、公共施設機能の集約化を検討する必要があります。

(2) 今後の方針

取組の方向
【駐車場】 ●長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行います。
【公衆便所】 ■引き続き適切な維持管理を行います。
●公衆便所のあり方について、地域の実情に合わせて検討します。
【その他（全市施設】 ■施設の必要性を検討し、引き続き市で管理する場合は、長寿命化を図るとともに適切な維持管理を行い、代替等が可能な場合は、機能転用、廃止、売却等の検討を行います。
●テクスピア大阪については、テナント・貸室部分を除き、生涯学習施設や市に点在する公共施設の機能集約を図る場としての活用を検討します。
【その他（地域施設）】 ■施設の必要性を検討し、機能転用、廃止、売却、地域移管等の検討を行います。



その他施設（全市施設）配置図



その他施設（地域施設）配置図

II インフラ資産等

4-9. 病院

(1) 現状

① 施設概要

分類	位置付等	施設数	構成施設	利用圏域	
				市域	地域
病院	市民の健康を守る総合病院として、新しい医療技術と設備をもって、地域の診療所などとの連携をはかりながら、病気の早期発見と治療にあたる。	1	北棟、南棟、地域周産期母子医療センター、医療総合管理棟、看護師宿舎(コーラルハウス)等	●	

② 現状の課題

- 平成7年に看護師宿舎(コーラルハウス)、平成8年には北棟、平成10年には南棟が完成し平成10年10月に総病床数230床の総合病院としてオープンしました。また、平成21年10月には地域周産期母子医療センターがオープンしており、建築年数を踏まえた適切な維持管理が必要です。
- 病院施設については、建築基準法等で定められたもののほか、医療法等で定められた基準に従って整備しており、法定点検等を通して把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、緊急性や費用対効果を検討のうえ、優先順位を考慮した修繕等の実施が必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向
■長寿命化に伴う施設・設備の修理・修繕・更新等を行います。
■引き続き適切な維持管理を行います。



病院施設 配置図

4-10. 道路・橋梁

(1) 現状

① 施設概要

分類	位置付等	施設数	主な構成施設	利用圏域	
				市域	地域
道路	市民の移動及び施設へのアクセス確保のため、国道・府道等と共に道路ネットワークを形成する。	総延長 約 158km	1)1級幹線市道:約 12.2 km 2)2級幹線市道:約 14.6 km 3)その他の市道:約 131.3 km	●	●
橋梁	道路ネットワークの一部として、河川・水路・鉄道・道路等と交差し、市民の円滑な移動に貢献する。	総数 60 橋	延長 15m 以上(長寿命化対象):7橋 延長 15m 未満:53 橋	●	●

② 現状の課題

- 道路は、総延長約 158 km、総面積約 1,012,000 m² であり、市民の移動や施設へのアクセス確保という位置付けであるため、計画的な道路補修や日常的な維持管理が必要です。
- 橋梁は、総数 60 橋、総延長 850m、総橋面積は約 8,000m² です。その内、長寿命化対象の延長 15m 以上の橋梁は7橋あり、いずれの橋梁も交通体系の維持には欠かせない重要な橋梁です。

(2) 今後の方針

取組の方向
■泉大津市道路のバリアフリー整備計画や泉大津市橋梁長寿命化修繕計画における予防的な維持管理を実施することでコスト削減を図り、適切な修繕を行います。
■道路整備方針や道路ストック総点検により計画的な道路舗装を行うとともに、日常的な維持管理において、パトロール車による道路面の変形等についての点検を行うことにより、適切な維持・修繕を行います。
■水路、排水管についても、適切な維持管理、修繕、更新を行います。



橋梁 配置図

4-1-1. 上水道

(1) 現状

① 施設概要

分類	位置付等	施設数	主な構成施設	利用圏域	
				市域	地域
上水道	安全・強靭で、その状態が持続する基礎インフラとして市民の生活を支える。	総延長 約 253km	φ40～φ500 の管路、中央配水場等	●	●

② 現状の課題

- ・市民が安全な水を安定して利用できる状況は達成出来ているため、その状態を維持していく必要があります。
- ・管路・配水池・施設の耐震化、老朽管対策に取り組んでおり、継続的な取組みが必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向

- 泉大津市水道事業ビジョン及び泉大津市水道事業整備計画に基づき、管路・配水池・施設の耐震化、老朽化管路・施設の更新を実施します。
- 今後の人口減少に伴う水需要の変化に応じた配水管口径のダウンサイジングを行い、効率的かつ経済的に更新を実施します。
- 今後も適切かつ計画的な維持管理を行います。

4-1-2. 下水道

(1) 現状

① 施設概要

分類	位置付等	施設数	主な構成施設	利用圏域	
				市域	地域
下水道	生活を支える都市インフラとして、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除等による浸水防除、公共用水域の水質保全など、安全で快適な都市環境の創設や良好な水環境を形成する。	総延長 約 233km	各種管径の管路 小松雨水ポンプ場、小津島汚水中継ポンプ場、汐見ポンプ場	●	●

② 現状の課題

- ・ 汚水整備に関しては、平成 26 年度末に普及率が 96.5%となり、住居密集地区路線については、概ね完了しています。雨水整備は平成 26 年度末での雨水普及率は、35.6%です。今後は、状況を踏まえた整備が必要です。
- ・ ポンプ場施設等の耐震化、老朽化対策に取り組んでおり、今後も継続した取り組みが必要です。

(2) 今後の方針

取組の方向

- 泉大津市下水道事業「中長期計画 2014」に基づき、ポンプ場施設等の耐震化、老朽化対策に伴う更新等を実施します。
- 今後も適切かつ計画的な維持管理を行います。

5. 公共施設等マネジメントの推進に向けて

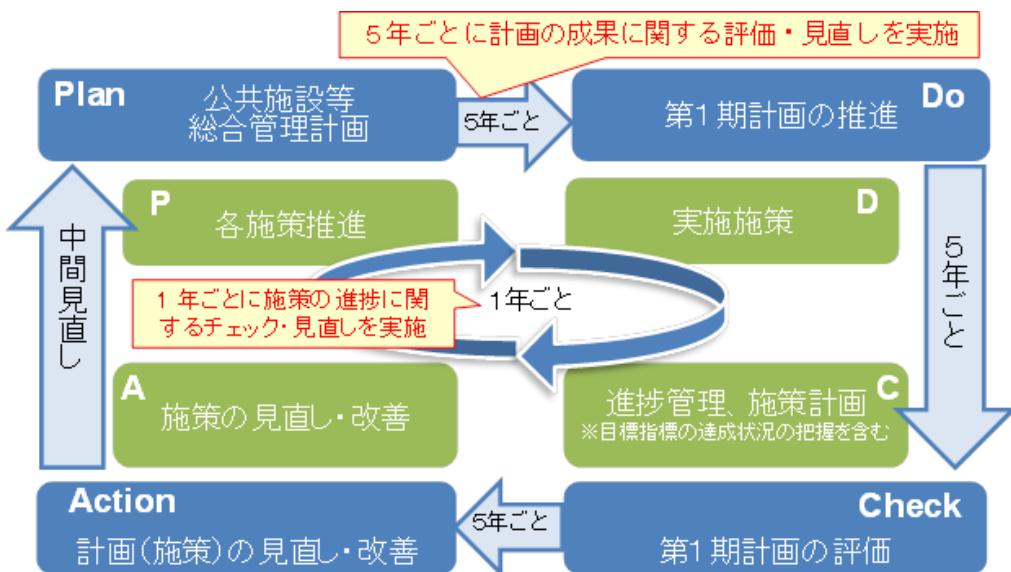
5-1. 計画の進行管理・マネジメント手法

(1) 複層的なPDCAサイクルの確立による継続的な計画改善

本計画の様に長期的な視点に立った計画では、その効果的な実効を確実にするには、市民ニーズの変化や置かれた状況の把握だけでなく、実行した各施策の進捗管理からその効果によるチェックが欠かせません。また、チェックを実施した後、次に続く施策にそのメリットを盛り込み、デメリットを改善した形をフィードバックして反映させるシステムを確立することが求められています。

そこで本計画では、各年度の施策の実施状況・効果、またその実施が計画全体にどの程度の進捗をもたらすか等を確認する1年毎のPDCAサイクルの確立と、対象期間を2期に分け、各期5年毎に計画全体の進捗・効果等をチェックし、フィードバックする5年毎のPDCAサイクルの2つの複層的なPDCAサイクルを確立することで、継続的に計画を改善するシステムを確立します。

複層的なPDCAサイクルの確立

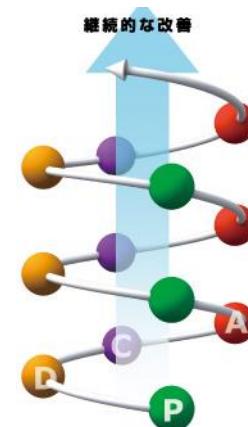


(2) PDCAサイクルの効果的な活用

(1)で述べた複層的なPDCAサイクルをより効果的に活用していくには、計画の見直し(Action)の部分で、その後の本計画の内容が、見直しによるフィードバックの内容を確実にくみ取り、計画及びその一つ一つの施策がより効果的に、かつ効率的に改善されていることが求められます。つまり、計画の内容だけでなく、実行される施策の詳細が見直し前よりも一段上を目指す形にグレードアップしていることが望まれます。

そこで、本計画でも実施状況を期間中旬と期間終盤に効果を検証して評価し、次期の品質・効率の向上に確実につながるフィードバックできるシステムを確立して実施していきます。それにより、『らせん状PDCAサイクル』を確立して継続的な改善を効果的に実施していくことが求められています。

らせん状PDCAサイクル



- | | |
|------------------|-------------------|
| P = Plan | : (計画) 取組計画の策定 |
| D = Do | : (実行) 施策実施 |
| C = Check | : (点検) 評価 |
| A = Act | : (改善) 継続的な見直しと改善 |

5-2. 全序的な推進体制

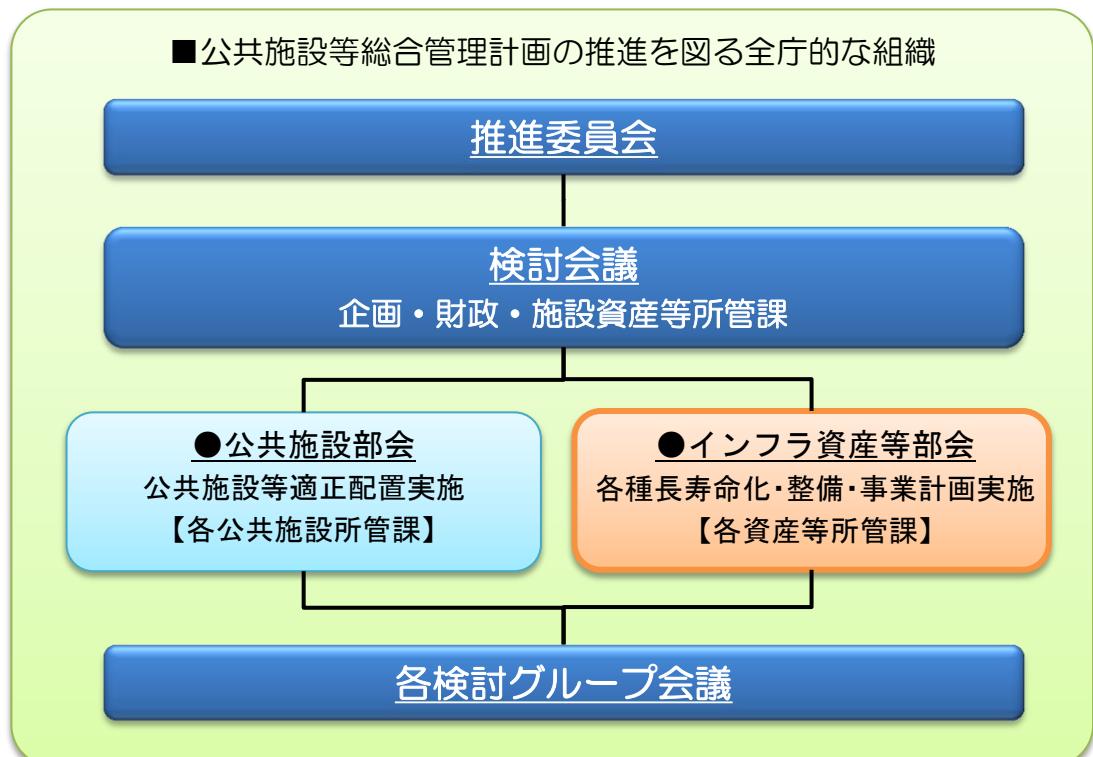
(1) 推進体制の構築

本計画の推進には、これまでの所管課ごとに策定した計画の実施のみでなく、市全体での実施を推進し、効果を上げていくことが求められています。そのために、各課が所管する公共施設・インフラ資産等の状況と、実施している計画の遂行状況及びその効果を一元的に把握する必要があります。また、一元的に把握した情報から、今後の公共施設等の総合的な活用方法を決め、それに対する庁内合意を形成しなければなりません。

そこで本計画の推進に以下の全序的な相談組織である3つの組織を設立します。それぞれの役割は以下のとおりです。また、各組織の関係は下の図に示すとおりです。

- ・**推進委員会**: 副市長を委員長とした公共施設等の最適化推進に関する全序横断的な検討、判断を行う。
- ・**検討会議**: 公共施設の所管課長に加え企画、財政等の課長で組織され、公共施設等の総合的、戦略的な活用について品質、供給及び財務の3つの視点から施設の最適化に向けて検討を行う。
公共施設部会、インフラ資産等部会を設置し、それぞれが所管する施設、資産等について検討を行う。
- ・**検討グループ会議**: 検討会議の下部組織として設置し、個別施設・資産等毎で検討を行う。

計画の推進を図る全序的な組織（例）



(2) 職員の意識啓発

現在、個々の施設やインフラ資産等について、所管する部署でそれぞれ管理運営していますが、保有するすべての施設・資産等とその環境について、常に経営的視点をもって全局的に公共施設等の最適化を目指す戦略的取組みが必要であることから、職員を対象とした講演会や研修等を行い職員の意識向上に努めます。

(3) 市民との情報共有

公共施設の適正配置やインフラ資産等の長寿命化・適切な維持保全を進めるためには、老朽化する公共施設等の現状や本市財政状況について、市民と行政との共通理解が必要であることから、市民に対して、積極的にこれらの情報を開示し、情報共有に努めます。

6. 用語解説

公共施設等 (P.1)

- ・公共施設（ハコモノ）にインフラ資産等を加えたものをいう。

インフラ資産等 (P.1)

- ・道路・橋梁、上下水道管等及び、インフラ関連施設を含んだものをいう。

インフラ関連施設 (P.1)

- ・企業会計関連施設である上水道施設（配水場等）、病院施設並びに、下水道関連施設である下水ポンプ場をいう。

ライフサイクルコスト (P.10)

- ・建物が建設されて解体されるまでの期間にかかる総費用であり、主に建設費（イニシャルコスト）、維持・管理費（ランニングコスト）及び、解体費までを含んだ費用をいう。

PPP(Public Private Partnership) (P.16)

- ・公共サービスの提供に民間が参画する手法であり、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものをいう。

PFI(Private Finance Initiative) (P.16)

- ・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。